

第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

1 障がいのある人の状況

1 年齢区分人口の動向 ～すすむ少子高齢化～

18歳未満の児童人口は、平成19年度の16,473人から平成23年度には16,631人と、158人の増加（1.0%増）にとどまっていますが、65歳以上の人口は、平成19年度の15,518人から平成23年度には18,536人と、3,018人の増加（19.5%増）となり、総人口に占める65歳以上人口割合（高齢化率）は21.1%となっています。

総人口のほぼ5人に1人が65歳以上の人という高齢化が一層進展していることがうかがえます。

表 人口の推移（各年4月1日現在）

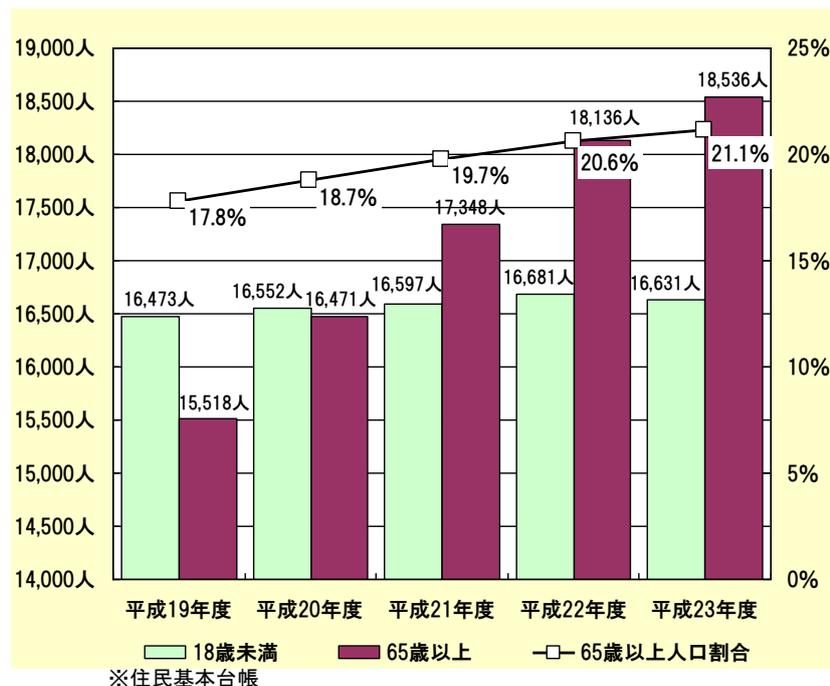
（単位：人）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総人口	87,254	87,864	87,877	88,072	87,908
18歳未満	16,473	16,552	16,597	16,681	16,631
18～64歳	55,263	54,841	53,932	53,255	52,741
65歳以上	15,518	16,471	17,348	18,136	18,536

※住民基本台帳

資料：庁内資料

図 児童（18歳未満）人口と高齢者（65歳以上）人口の推移（各年4月1日現在）



2 「身体障害者手帳」の交付状況

18歳未満の身体障害者手帳の所持者は、平成19年度の54人から平成22年度の61人と、7人の増加（13.0%増）となっています。

また、18歳以上の身体障害者手帳の所持者は、平成19年度の2,355人から平成22年度の2,620人と、265人の増加（11.3%増）となっています。

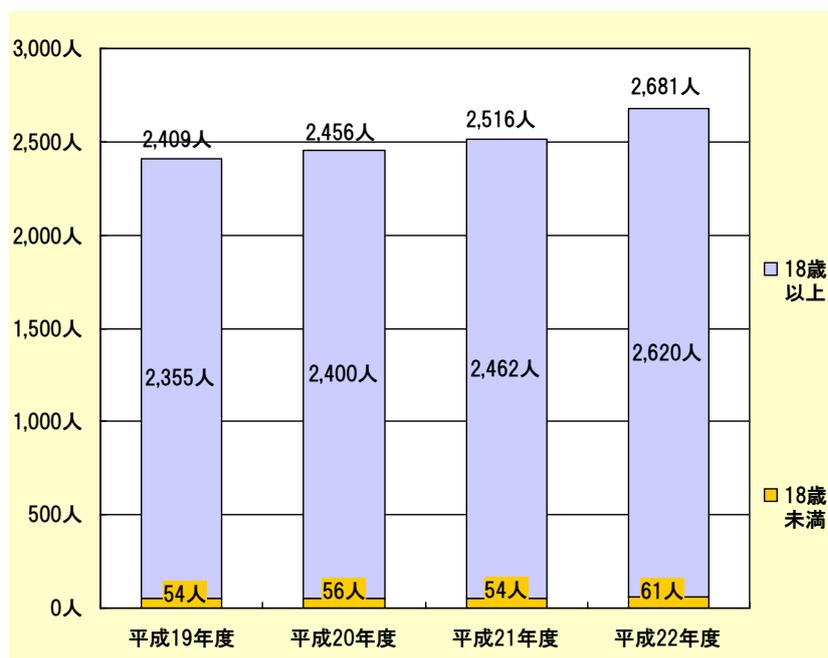
身体障害者手帳の所持者全体では、平成19年度の2,409人から平成22年度の2,681人と、272人の増加（11.3%増）となっています。

表 年齢別身体障害者（児）手帳交付数の推移（各年年度末） （単位：人）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
18歳未満	54	56	54	61
18歳以上	2,355	2,400	2,462	2,620
計	2,409	2,456	2,516	2,681

資料：庁内資料

図 年齢別身体障害者（児）手帳交付数の推移（各年年度末）



身体障害者手帳所持者の障がい種類別の平成19年度と平成22年度の推移では、視覚障がい者が145人から150人の5人増(3.0%増)、聴覚・平衡機能障がい者が174人から201人の27人増(15.5%増)、音声・言語・そしゃく機能障がい者が33人から38人の5人増(15.2%増)、肢体不自由が1,345人から1,479人の134人増(10.0%増)、内部障がい者が712人から813人の101人増(14.2%増)となっています。

表 障がいの種類別身体障害者(児)手帳交付数の推移(各年年度末) (単位:人)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
視覚障がい	145(2)	140(2)	145(2)	150(2)
聴覚・平衡機能障がい	174(4)	183(5)	181(6)	201(6)
音声・言語・そしゃく機能障がい	33(0)	34(0)	35(0)	38(0)
肢体不自由	1,345(36)	1,382(35)	1,411(32)	1,479(37)
内部障がい	712(12)	717(14)	744(14)	813(16)
計	2,409(54)	2,456(56)	2,516(54)	2,681(61)

※ () 内の18歳未満の人数再掲

資料:庁内資料

図 障がいの種類別身体障害者(児)手帳交付数の推移(各年年度末)

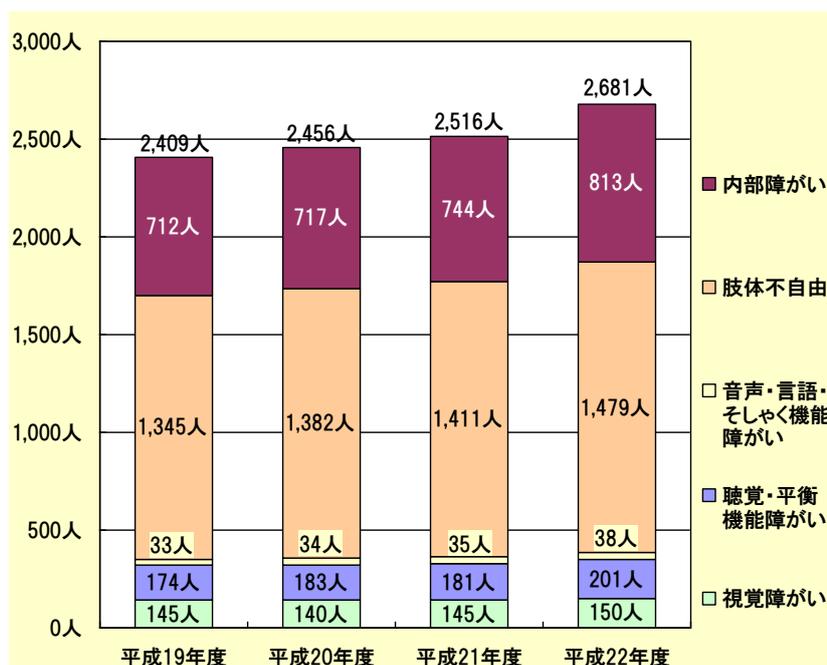
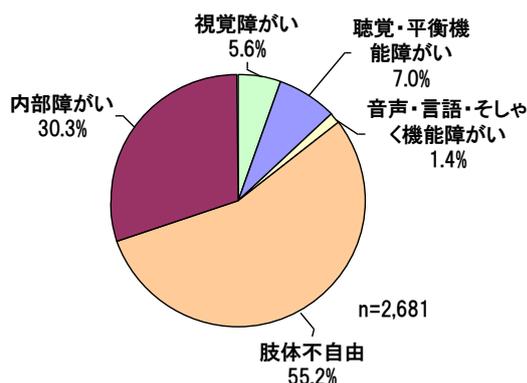


図 障がいの種類別身体障害者(児)手帳交付数の割合(平成22年度)



平成22年度の障がいの種類別身体障害者(児)手帳交付数の割合では、肢体不自由が55.2%と最も多く、次いで、内部障がい者が30.3%、聴覚・平衡機能障がい者が7.0%、視覚障がい者が5.6%、音声・言語・そしゃく機能障がい者が1.4%となっています。

身体障害者手帳所持者の障がい等級別の平成19年度と平成22年度の推移では、1級が653人から708人の55人増（8.4%増）、2級が410人から437人の27人増（6.6%増）、3級が575人から630人の55人増（9.6%増）、4級が485人から591人の106人増（21.9%増）、5級が145人から168人の23人増（15.9%増）、6級が141人から147人の6人増（4.3%増）となっています。

表 障がい等級別身体障害者（児）手帳交付数の推移（各年年度末） （単位：人）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1級	653(17)	665(17)	673(17)	708(21)
2級	410(13)	418(13)	417(14)	437(15)
3級	575(16)	584(20)	593(16)	630(16)
4級	485(4)	504(2)	542(3)	591(3)
5級	145(1)	141(0)	152(0)	168(1)
6級	141(3)	144(4)	139(4)	147(5)
計	2,409(54)	2,456(56)	2,516(54)	2,681(61)

※（ ）内の18歳未満の人数再掲

資料：庁内資料

図 障がい等級別身体障害者（児）手帳交付数の推移（各年年度末）

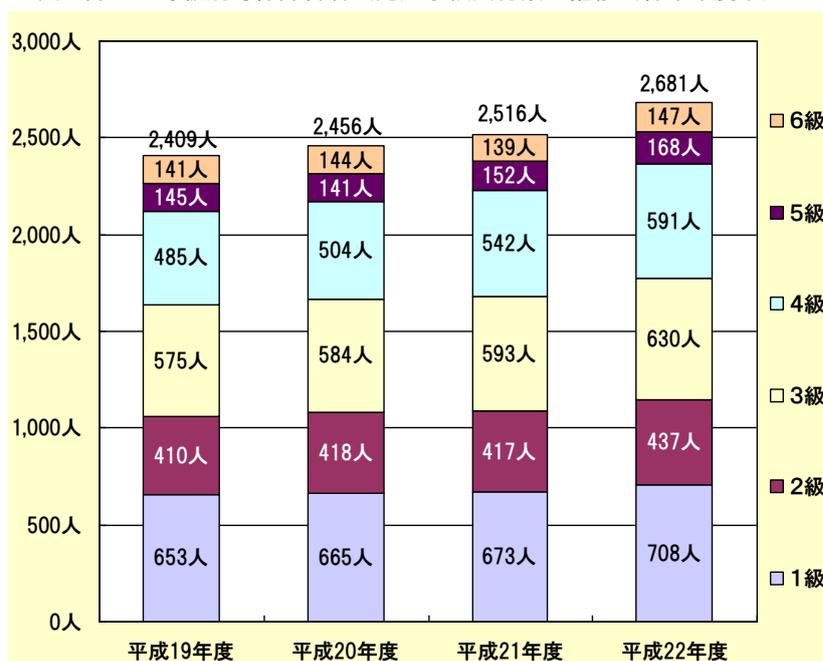
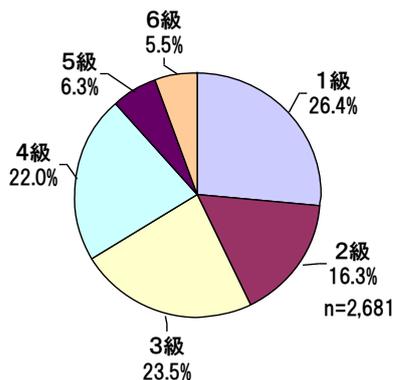


図 障がい等級別身体障害者（児）手帳交付数の割合（平成22年度）



平成22年度の障がい等級別身体障害者（児）手帳交付数の割合では、1級が26.4%と最も多く、次いで、3級が23.5%、4級が22.0%、2級が16.3%、5級が6.3%、6級が5.5%となっています。

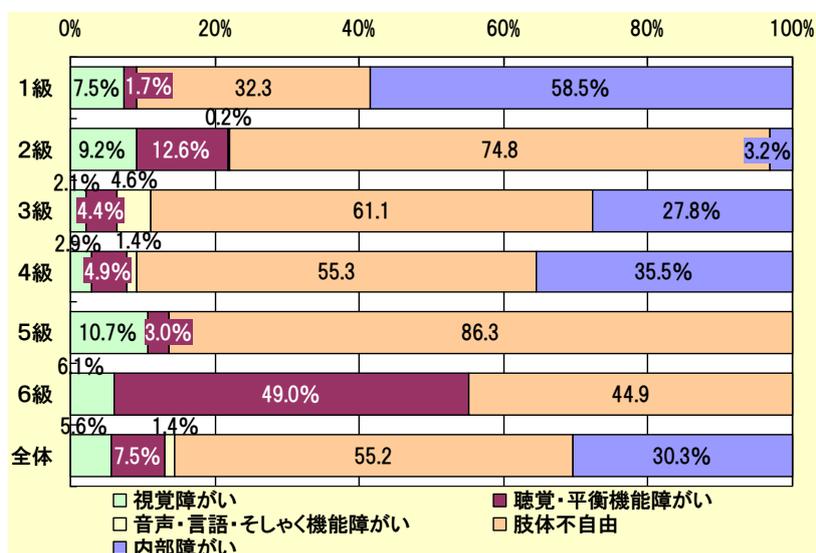
平成 23 年 3 月末の障がい等級別身体障害者（児）手帳交付数の等級別の障がいの種類別で最も多い割合は、1 級が内部障がいの 414 人（58.5%）、2 級が肢体不自由の 327 人（74.8%）、3 級が肢体不自由の 385 人（61.1%）、4 級が肢体不自由の 327 人（55.3%）、5 級が肢体不自由の 145 人（86.3%）、6 級が聴覚・平衡機能障がいの 72 人（49.0%）などとなっています。

表 障がいの種類別・障がい等級別身体障害者（児）手帳交付数の状況（平成 23 年 3 月末）（単位：人）

区分	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1 級	53 (2)	12 (0)	0 (0)	229 (12)	414 (7)	708 (21)
2 級	40 (0)	55 (2)	1 (0)	327 (12)	14 (1)	437 (15)
3 級	13 (0)	28 (1)	29 (0)	385 (10)	175 (5)	630 (16)
4 級	17 (0)	29 (0)	8 (0)	327 (0)	210 (3)	591 (3)
5 級	18 (0)	5 (0)	()	145 (1)	()	168 (1)
6 級	9 (0)	72 (3)	()	66 (2)	()	147 (5)
計	150 (2)	201 (6)	38 (0)	1,479 (37)	813 (16)	2,681 (61)

資料：庁内資料
（ ）は 18 歳未満の再掲

図 障がいの種類別・障がい等級別身体障害者（児）手帳交付数の割合（平成 23 年 3 月末）



年齢別・障がい等級別身体障害者(児)手帳交付数をみると、18歳未満では1級が21人と最も多く、次いで、3級が16人、2級が15人などとなっています。

また、18歳以上では、1級が687人と最も多く、次いで、3級が614人、4級が588人などとなっています。

表 年齢別・障がい等級別身体障害者(児)手帳交付数の状況(平成22年度末)(単位:人)

区分	18歳未満	18歳以上	計
1級	21	687	708
2級	15	422	437
3級	16	614	630
4級	3	588	591
5級	1	167	168
6級	5	142	147
計	61	2,620	2,681

資料:庁内資料

年齢別・障がいの種類別身体障害者(児)手帳交付数をみると、18歳未満では、肢体不自由が37人(60.7%)と最も多く、次いで、心臓機能が10人(19.7%)などとなっています。

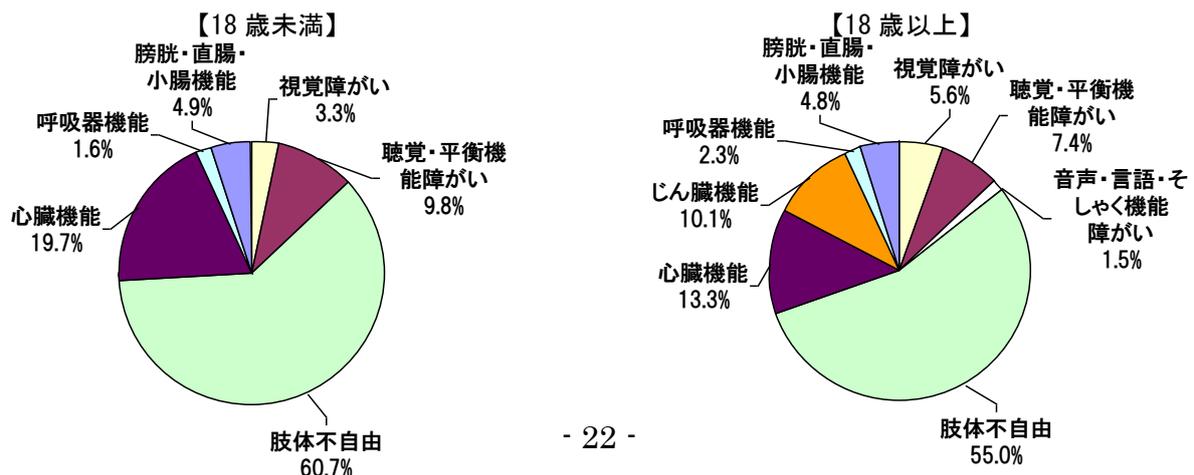
また、18歳以上では、肢体不自由が1,442人(55.0%)と最も多く、次いで、心臓機能が348人(13.3%)、じん臓機能が260人(10.1%)などとなっています。

表 年齢別・障がいの種類別身体障害者(児)手帳交付数の状況(平成22年度末)(単位:人)

区分	18歳未満	18歳以上	計
視覚障がい	2	148	150
聴覚・平衡機能障がい	6	195	201
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	38	38
肢体不自由	37	1,442	1,479
- 上肢	3	430	433
- 下肢	4	541	545
- 体幹	30	469	499
内部障がい	16	797	813
- 心臓機能	10	348	358
- じん臓機能	0	260	260
- 呼吸器機能	1	59	60
- 膀胱・直腸・小腸機能	3	126	129
計	61	2,620	2,681

資料:庁内資料

図 年齢別・障がいの種類別身体障害者(児)手帳交付数の割合(平成22年度末)



3 「療育手帳」の交付状況

年齢別療育手帳交付数の平成19年度から平成22年度の推移では、18歳未満が137人から146人の人増（6.6%増）、18歳以上が259人から279人の人増（7.7%増）となっています。全体では、396人から425人の人増（7.3%増）となっています。

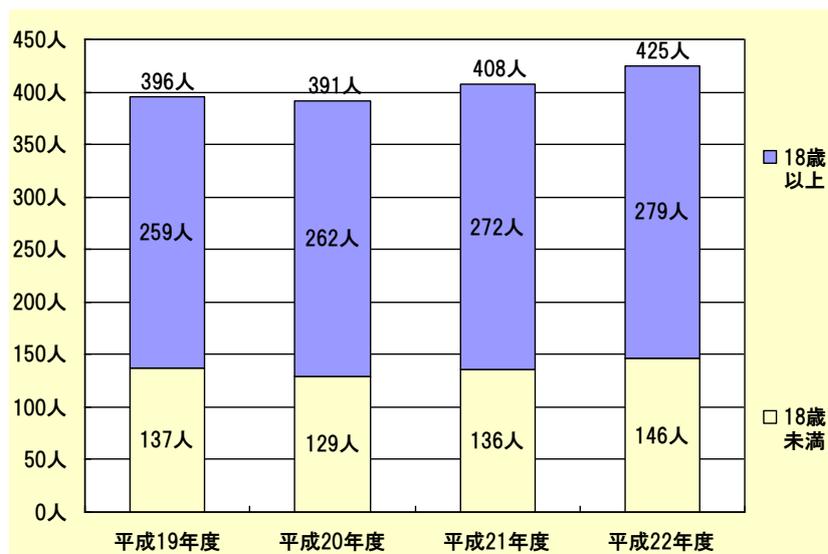
表 年齢別療育手帳交付数の推移（各年年度末）

（単位：人）

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
18歳未満	137	129	136	146
18歳以上	259	262	272	279
計	396	391	408	425

資料：庁内資料

図 年齢別療育手帳交付数の推移（各年年度末）



判定別の療育手帳交付数の平成19年度と平成22年度の推移では、重度Aが197人から203人の6人増(3.0%増)、中度Bが105人から110人の5人増(4.8%増)、軽度Cが94人から112人の18人増(19.1%増)となっています。

表 判定別療育手帳交付数の推移(各年年度末)

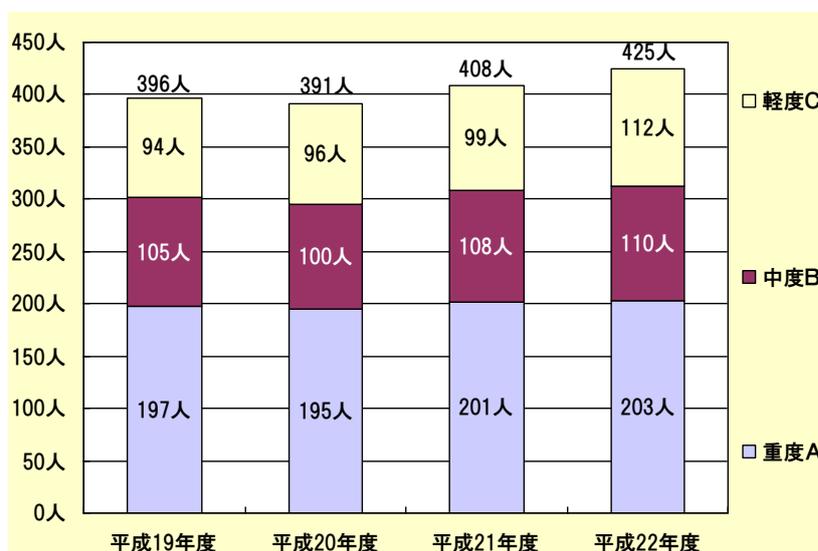
(単位:人)

区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
重度A	197(55)	195(55)	201(57)	203(56)
中度B	105(30)	100(25)	108(29)	110(32)
軽度C	94(52)	96(49)	99(50)	112(58)
計	396(137)	391(129)	408(136)	425(146)

資料:庁内資料

()内の18歳未満の人数再掲

図 判定別療育手帳交付数の推移(各年年度末)



4 「精神障害者保健福祉手帳」の交付状況

障がい等級別の精神障害者保健福祉手帳交付数の平成20年度と平成22年度の推移では、1級が39人から46人の7人増（18.0%増）、2級が227人から296人の69人増（30.4%増）、3級が93人から143人の50人増（53.8%増）となっています。全体では、359人から485人の126人増（35.1%増）となっています。

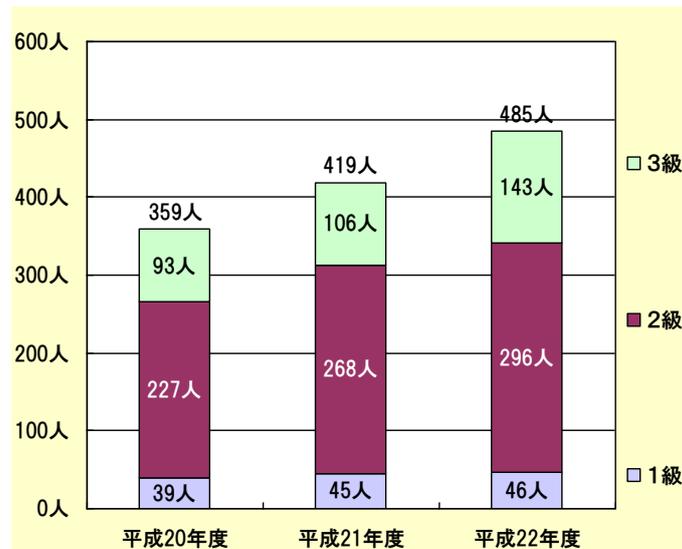
表 障がい等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移（各年年度末）

（単位：人）

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1級	39	45	46
2級	227	268	296
3級	93	106	143
計	359	419	485

資料：庁内資料

図 障がい等級別精神障害者保健福祉手帳交付数の推移（各年年度末）



2 療育・保育・就学等の状況

1 小学校就学前の障がい児の教育（療育）の状況

親子通園事業の参加者数は、平成 18 年度の 22 人から平成 23 年度は 37 組となっています。

表 親子通園の参加者の推移（各年 4 月 1 日現在）

（単位：組）

施設名		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
親子通園	にこにこ（七宝）			5	7	6	10
	きらきら（美和）	14	10	12	10	11	11
	ほのぼの（甚目寺）	8	10	10	7	5	16
計		22	20	27	24	22	37

資料：庁内資料

2 市内の小学校・中学校の特別支援学級の在学状況

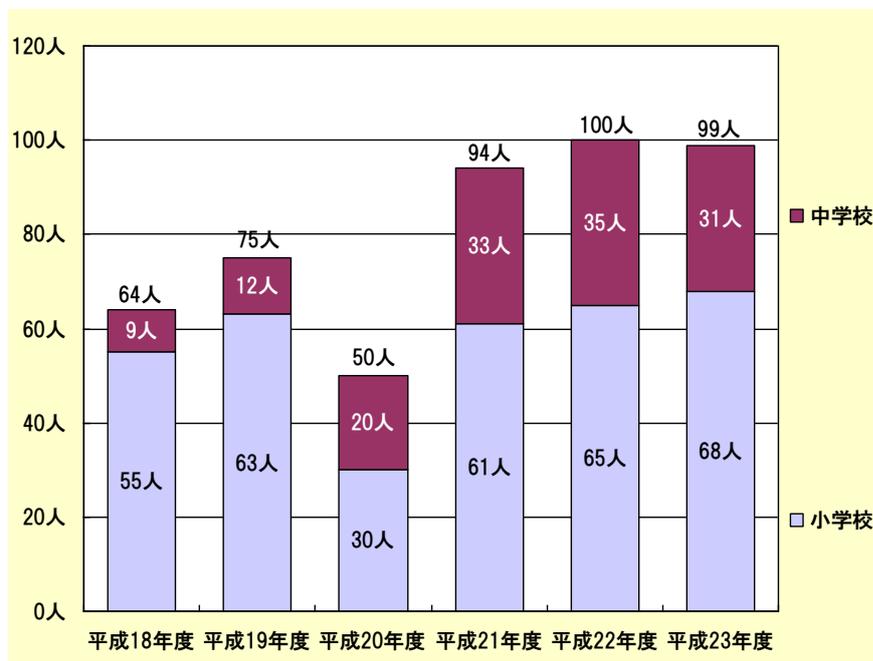
市内の小・中学校に障がいの種別ごとに障がいの比較的軽い子どもたちのための特別支援学級の平成18年度と平成23年度在学者数の推移では、小学校が55人から68人と13人増（23.6%増）、中学校が9人から31人と22人増（44.4%増）となっています。

表 あま市の児童生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級の在学状況の推移（各年4月1日現在）

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
小学校	学校数（校）	12	12	12	12	12	12
	学級数（学級）	16	18	18	18	19	23
	在学者数（人）	55	63	30	61	65	68
中学校	学校数（校）	5	5	5	5	5	5
	学級数（学級）	6	6	7	9	9	10
	在学者数（人）	9	12	20	33	35	31
在学者数の合計（人）		64	75	50	94	100	99

資料：庁内資料

図 あま市の児童生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級の在学状況の推移（各年4月1日現在）



平成 23 年 4 月 1 日現在の特別支援学級在学者の障がいの種類は、情緒障がい
が 59 人（61.5%）と最も多く、次いで、知的障がい
が 36 人（37.5%）、肢体不自由
が 1 人（1.0%）となっています。

表 あま市の児童生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級の在学状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

区 分	学級数	在学者数									計
		小学校						中学校			
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	1 年	2 年	3 年	
知的障がい	15	3	0	5	4	5	7	4	3	5	36
情緒障がい	17	8	7	2	6	9	8	5	6	8	59
肢体不自由	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
病弱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	33	12	7	7	10	14	15	9	9	13	96

資料：庁内資料

3 特別支援学校の就学状況

平成 23 年 4 月 1 日現在のあま市に在住する特別支援学校の在学者は、合計で 40 人となっています。

表 特別支援学校の就学状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）（単位：人）

種 別	学校名	所在地	あま市の在学者数				計
			幼稚部	小学部	中学部	高等部	
盲学校	名古屋盲学校	名古屋市千種区	0	2	0	0	2
聾学校	一宮聾学校	一宮市	0	1	0	0	1
養護学校 (知的障がい)	千種聾学校	名古屋市千種区	0	1	0	0	1
	佐織養護学校	愛西市	0	16	9	0	25
養護学校 (肢体不自由)	一宮養護学校	一宮市	0	3	2	0	5
	名古屋養護学校	名古屋市西区	0	4	2	0	6
養護学校 (病弱)	大府養護学校	大府市	0	0	0	0	0
計			0	27	13	0	40

3 雇用・就業の状況

一般企業における障がいのある人の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。平成22年7月1日改正）に基づいて、国は、一般企業に対して、障害者雇用率（法定雇用率）1.8%以上を義務づけ、これを満たさない企業からは「障害者雇用納付金」を徴収し、障がい者を多く雇用している企業には「障害者雇用調整金」や各種助成金を支給しています。

平成22年6月1日現在の津島ハローワーク管内における実雇用率は1.52%で、法定雇用率を下回っており、愛知県及び全国と比較しても低い割合となっています。

また、雇用率未達成企業の割合は、51.6%と約半数の企業が法定雇用率を達成していない状況ですが、愛知県及び全国と比較して、わずかながら改善が図られています。

表 一般企業における障がいのある人の雇用の状況 (単位：%)

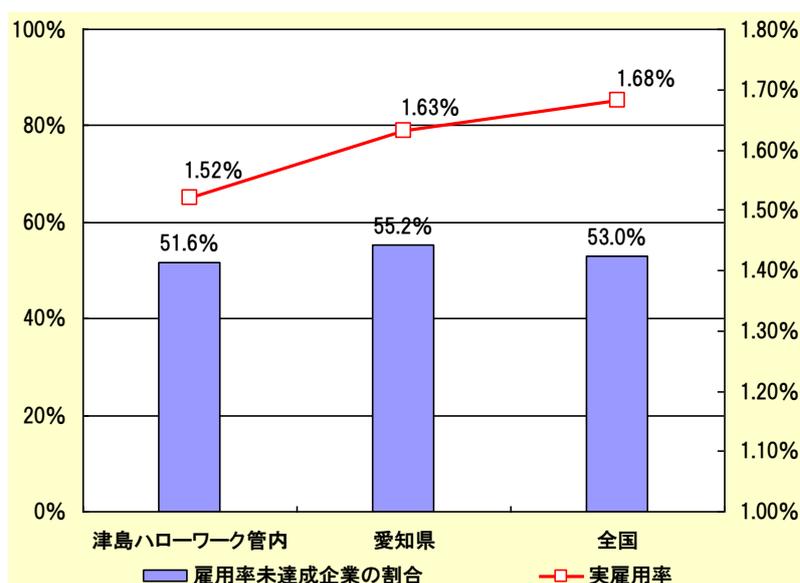
規模別	津島ハローワーク管内		愛知県		全国	
	実雇用率	雇用率未達成企業の割合	実雇用率	雇用率未達成企業の割合	実雇用率	雇用率未達成企業の割合
56～99人			1.25	57.7	1.42	55.5
100～299人			1.31	54.7	1.42	51.8
300～499人			1.55	52.7	1.61	52.3
500～999人			1.67	53.1	1.70	52.8
1,000人以上			1.89	45.6	1.90	44.4
計	1.52	51.6	1.63	55.2	1.68	53.0

(資料：津島ハローワーク管内、平成22年6月1日現在)

注) 津島ハローワーク管内は、津島市、愛西市、弥富市、あま市、稲沢市（平和町）、海部郡となっています。

注) 実雇用率については、重度身体障がい者及び重度知的障がい者についてダブルカウントした数値。ただし、短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）の身体障がい者及び知的障がい者については、0.5人としてカウント。また、重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、1.0人としてカウント。

図 一般企業における障がいのある人の雇用の状況



平成 22 年度の津島ハローワーク管内における新規で求職の申し込みをした障がい者数は 147 人となっています。

一方、就職件数は 79 件で、就職率は 53.7%にとどまっています。

表 津島公共職業安定所に登録している障がいのある人の状況 (単位：人)

区分	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 22 年度	
	身体	知的										
新規求職申込数	132	38	109	51	117	27	142	68	124	33	98	49
就職件数	52	20	49	29	43	36	49	33	45	18	57	22
新規登録者数	60	21	60	34	68	8	86	47	89	20	55	32
有効求職数	205	68	161	79	204	64	223	68	249	80	231	102
就職中の者	405	214	438	218	464	238	462	249	484	258	513	268
保留中の者	204	63	56	61	56	60	18	63	23	60	30	59

(資料：津島公共職業安定所、各年度 3 月 31 日現在)

第 1 種登録者（身体障がい者）の部位別登録者数では、内部疾患が 196 人と最も多く、次いで、下肢が 178 人、上肢が 151 人などとなっています。

第 2 種登録者数では、知的障がい者が 410 人、その他が 202 人となっています。

表 障がい部位別津島公共職業安定所に登録している障がいのある人の状況

区分	障がい別	登録者数		有効求職数		就職中		保留中	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
第 1 種登録者	視 覚	39	5.0	15	5.9	22	4.5	2	8.7
	聴覚・言語等	103	13.3	27	10.6	75	15.2	1	4.4
	上 肢	151	19.6	46	18.1	101	20.4	4	17.4
	下 肢	178	23.1	55	21.7	117	23.6	6	26.1
	体 幹	92	11.9	29	11.4	59	11.9	4	17.4
	脳 病 変	13	1.7	3	1.2	9	1.8	1	4.3
	内 部 疾 患	196	25.4	79	31.1	112	22.6	5	21.7
小計	772	100.0	254	100.0	495	100.0	23	100.0	
第 2 種登録者	知的障がい	410	67.0	93	42.3	257	82.4	60	75.0
	そ の 他	202	33.0	127	57.7	55	17.6	20	25.0
	小計	612	100.0	220	100.0	312	100.0	80	100.0
合計	1,384	-	474	-	807	-	103	-	

(資料：津島公共職業安定所管内、平成 22 年 6 月 30 日現在)

※第 1 種登録者とは、身体障害者手帳を所持する障がい者

※第 2 種登録者とは、療育手帳を所持する障がい者、及び精神障がい者

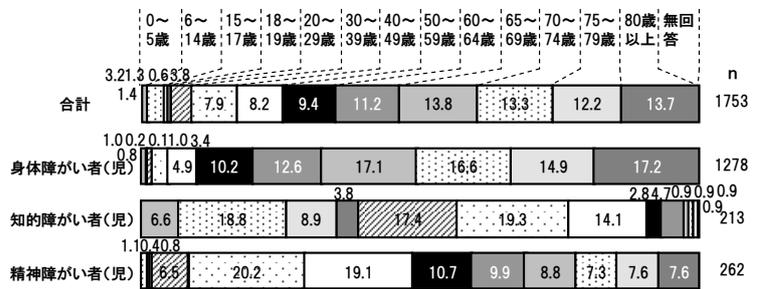
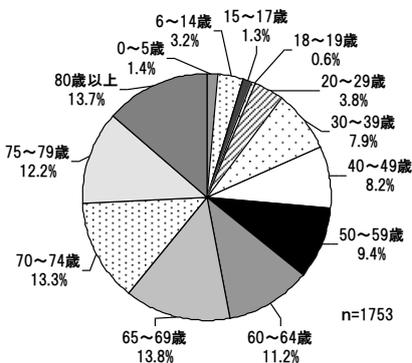
4 調査結果から見えてきた障がいのある人の現状と課題

1 アンケート調査結果の概要

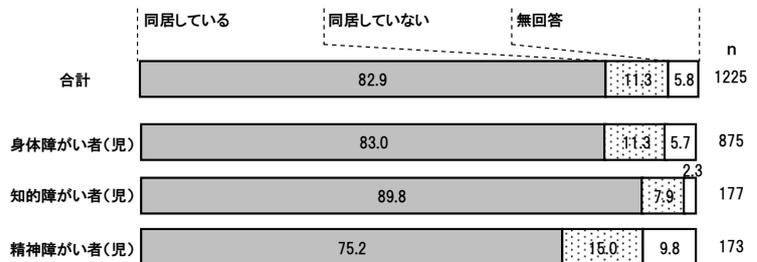
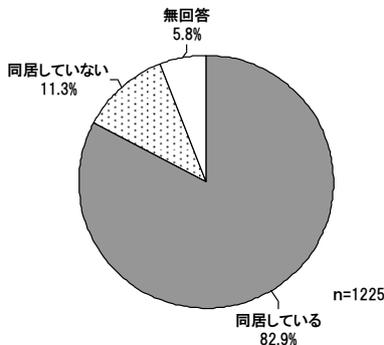
(1) “家族依存中心”の生活実態とひろがる将来への不安

【現状】

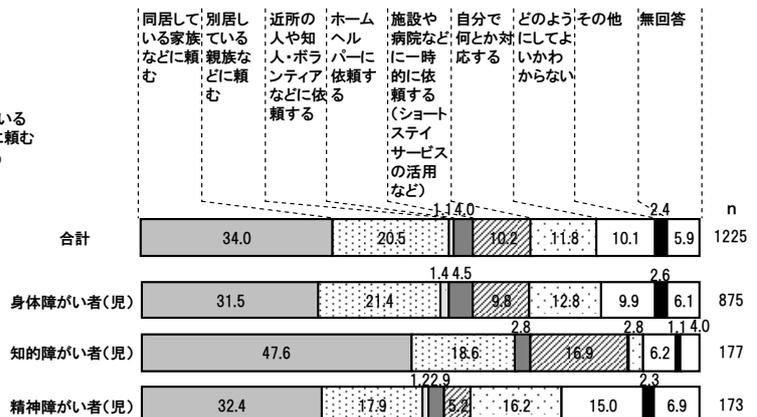
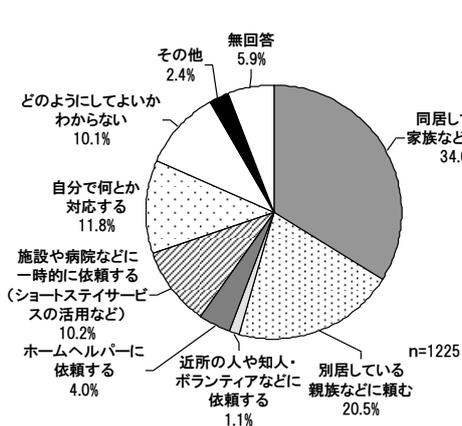
- 身体障がい者（児）の回答者の6割以上が65歳以上、知的障がい者（児）の回答者の5割以上が30歳未満、精神障がい者（児）の回答者の5割が30歳～59歳。



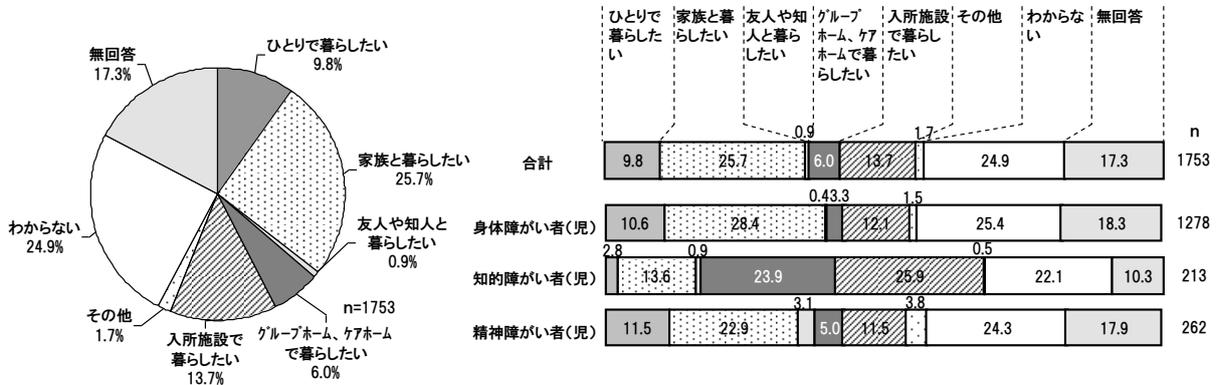
- 身体障がい者（児）の約8割、知的障がい者（児）のほぼ9割、精神障がい者（児）の7割以上が主な支援者（介助者）と同居。



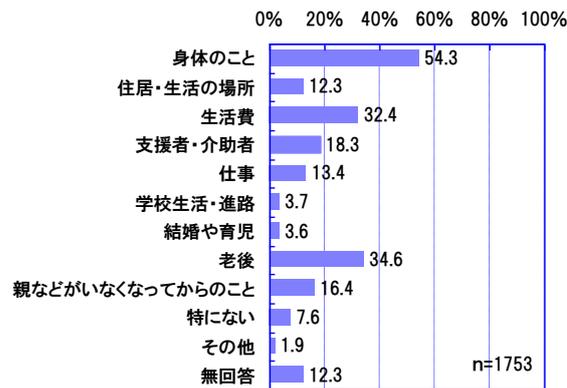
- 主な支援者（介助者）が援助できない場合、「同居している家族などに頼む」が最も多い一方で、1割の人が「どのようにしてよいかわからない」と回答。



- 親など支援者（介助者）がいなくなった後、身体障がい者（児）と精神障がい者（児）では、他の「家族と暮らしたい」が最も多く、知的障がい者（児）では、「入所施設で暮らしたい」が最も多く、一方で2割以上の人々が「わからない」と回答。



- これからの生活について不安なことは、「身体」のことが5割以上と最も多く、次いで、「老後」と「生活費」。



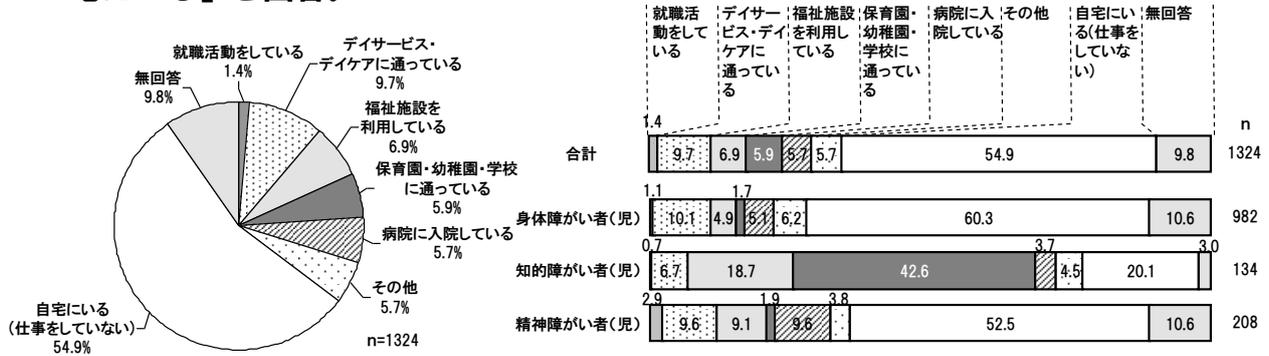
【課題】

- 主な支援者として、身体障がい者（児）では、「配偶者（夫または妻）」または「子ども」、知的障がい者（児）では、「両親（父親または母親）」、精神障がい者（児）では、「配偶者（夫または妻）」または「両親（父親または母親）」が多くの割合を占め、日常において、“家族依存中心”の生活実態がうかがえます。また、障がいのある本人のみならず、支援者（家族や身近な介助者）の高齢化、年金中心の厳しい暮らしの状況などが背景となって、「老後」や「親亡き後」など、将来への不安にもつながっていることがうかがえます。
- 知的障がい者（児）では、療育、通園・通学など、日常生活全般において「両親」、特に母親に多くを依存せざるを得ない状況がうかがえます。

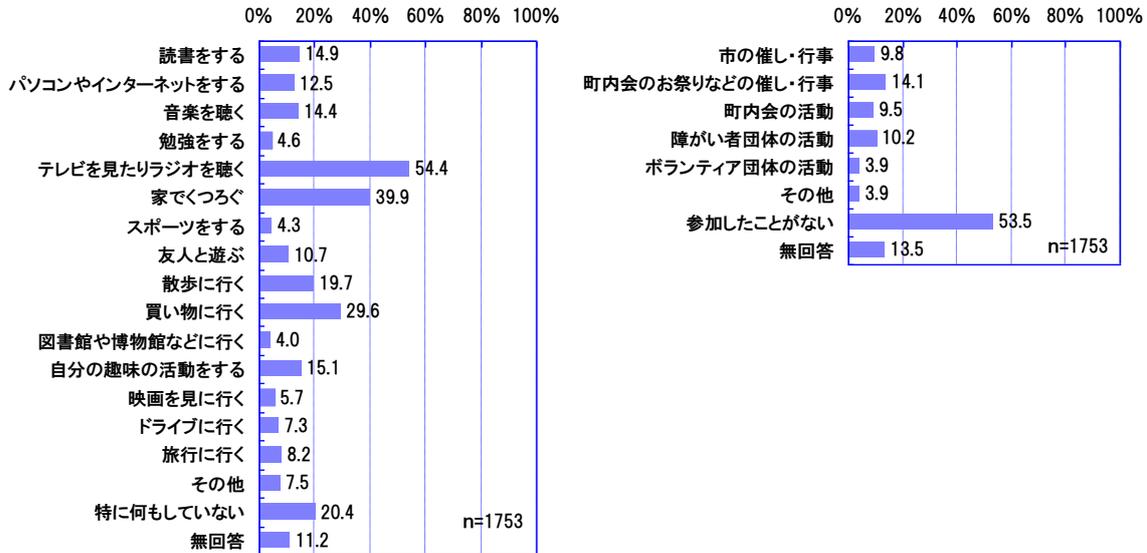
(2) 社会参加活動の仕組みづくりと居場所（交流の場）の確保

【現状】

- 日中に、身体障がい者（児）の6割、精神障がい者（児）の5割が、日中は「自宅にいる」と回答。



- 休日は5割以上の人々が「テレビを見たりラジオを聴く」と回答。その一方で、2割の人々が「特に何もしていない」と回答。さらに、5割以上の人々が行事地域の活動や行事へ「参加したことがない」と回答。



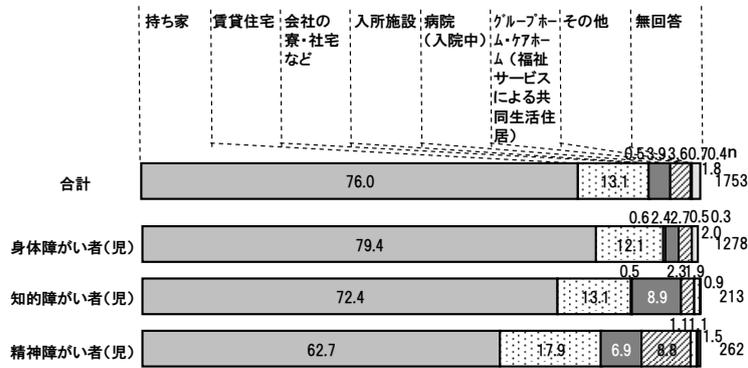
【課題】

- 社会参加活動の面については、学校や福祉施設への通園・通学・通所などを除き、6割の人が、日中「自宅にいる」、「通院している」と回答し、“孤独な存在”として、地域の中で受入れ体制が十分に整っていない状況がうかがえます。
- 誰もが気軽に集まり交流できる場の確保や社会参加が図れる居場所（交流の場）づくりの必要性が高まっており、既存の社会資源の活用や地域活動支援センターの充実を図っていくことが求められます。

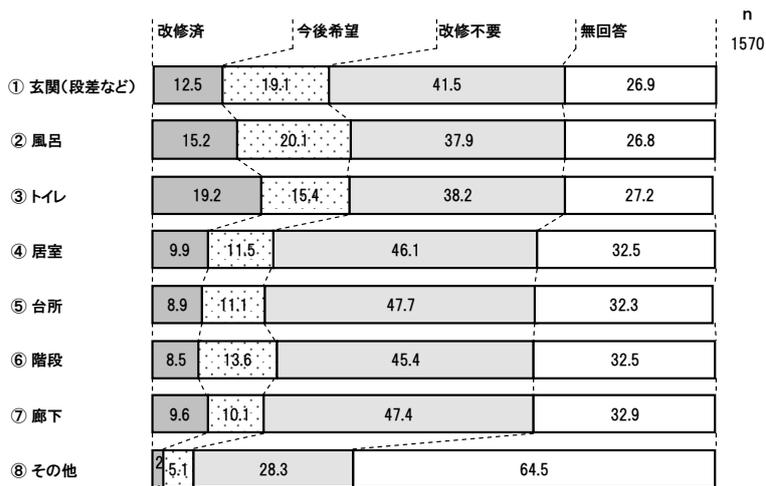
(3) 求められる暮らしの場の確保(整備)と地域生活への移行

【現状】

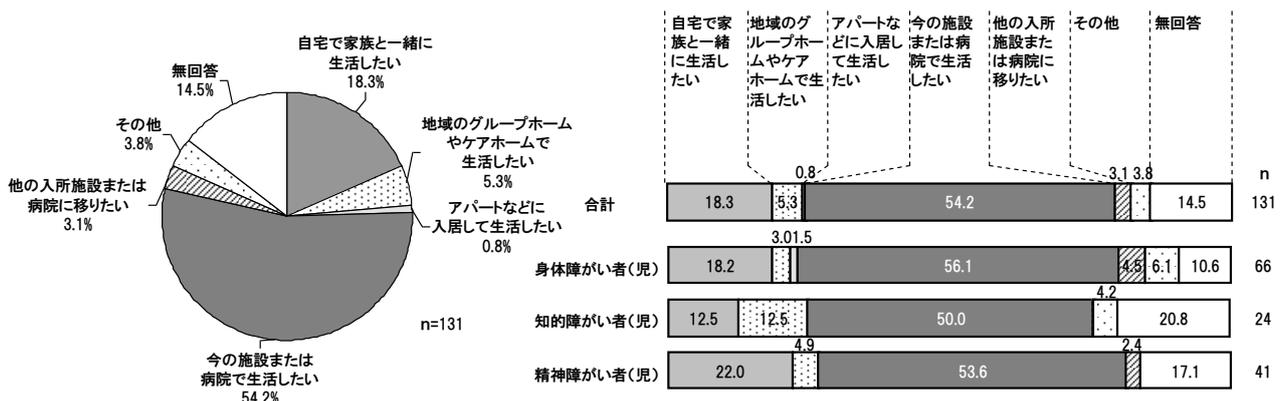
- 現在の住まいでは、7割以上の方が「持ち家」と回答。



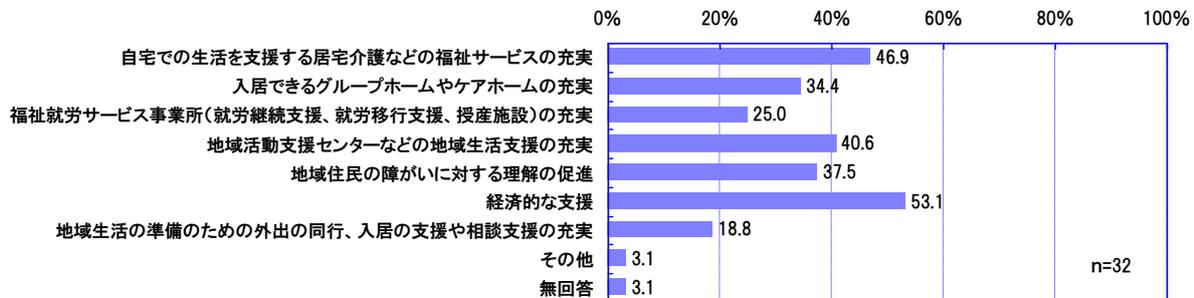
- 今後希望する住宅の改修では、「風呂」「玄関(段差など)」「トイレ」がトップ3。



- “施設で過ごしている(暮らしている)”(「入所施設」+「病院(入院中)」)方の今後の居住場所として、5割以上の方が「いまの施設または病院で生活したい」と回答。一方で、2割以上の方が“今後地域で生活したい”(「自宅で家族と一緒に生活したい」+「地域のグループホームやケアホームで生活したい」+「アパートなどに入居して生活したい」を合わせた割合)と回答。



- “今後、地域で生活したい”と回答した方の必要なこととして、5割以上が「経済的な支援」と回答し、次いで、4割以上が「自宅での生活を支援する居宅介護などの福祉サービスの充実」、「地域活動支援センターなどの地域生活支援の充実」と回答。

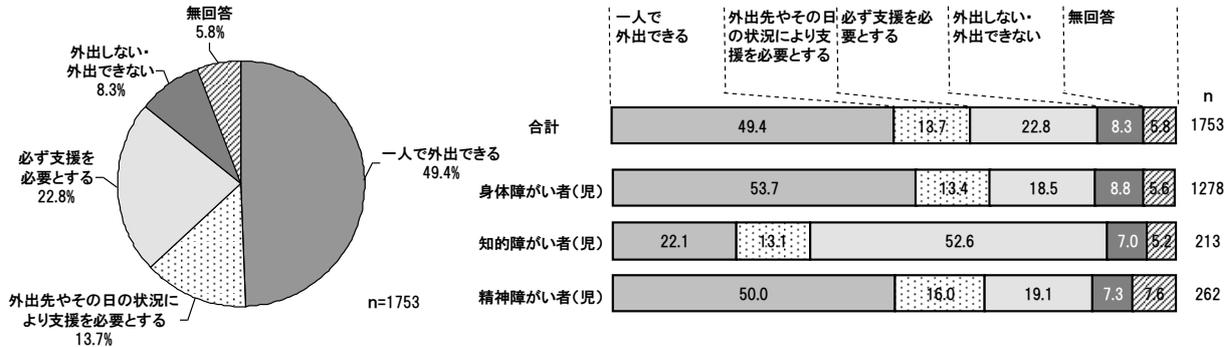


【課題】

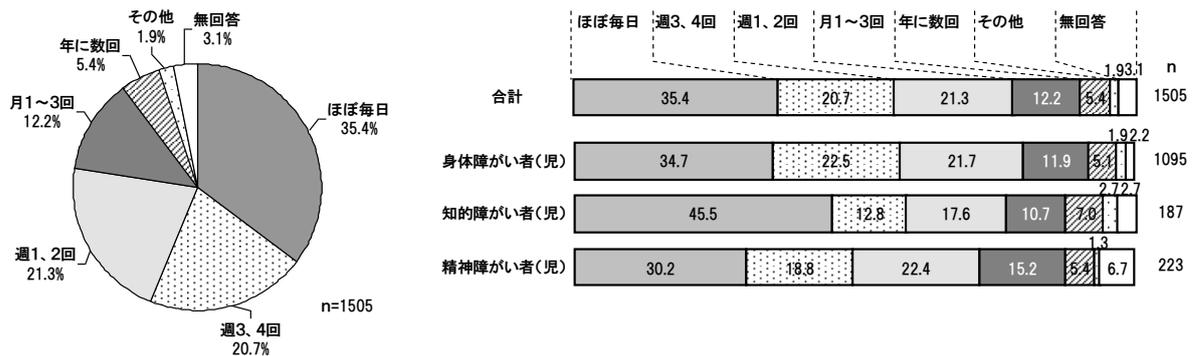
- 地域において、自立した日常生活をおくるためには、経済的な支援をはじめ、個々の生活状況に則した福祉サービスの充実、地域住民の支援など、安心して過ごせる、総体としての暮らしの場の確保（整備）が必要です。
- 誰もが住み慣れた、身近な地域に入居できるグループホームやケアホームが整備されていることも、“親亡き後”などの不安の解消にもつながります。

(4) 求められる社会参加促進に向けた外出支援の環境整備

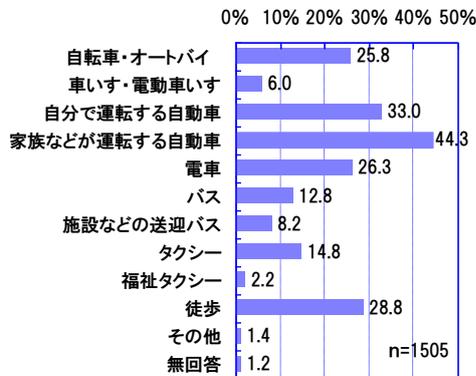
- 外出する際に、身体障がい者（児）と精神障がい者（児）の5割以上が「一人で外出できる」と回答。一方で、知的障害者（児）の5割以上が「必ず支援を必要とする」と回答。



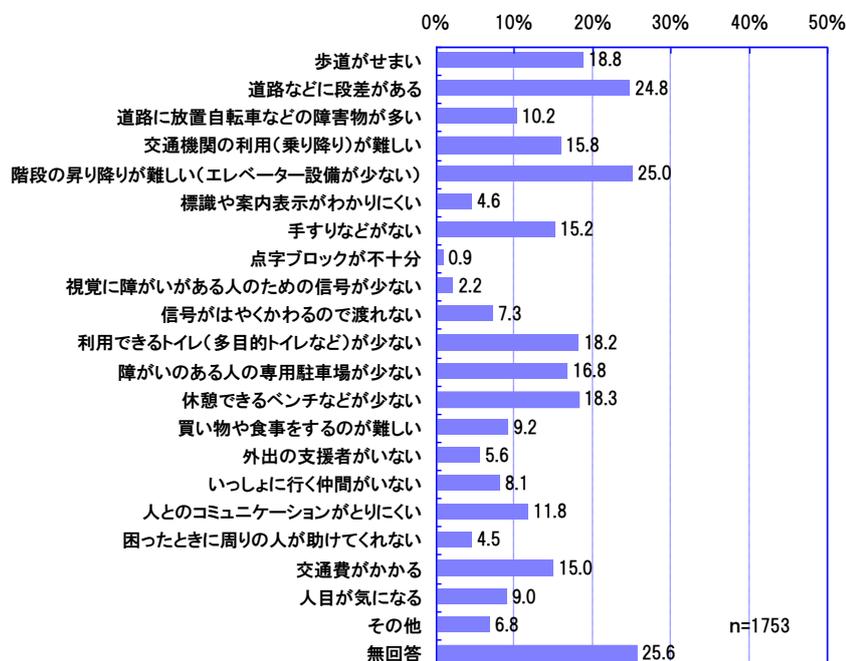
- 身体障がい者（児）と精神障がい者（児）の3割以上、知的障がい者（児）の4割以上が、外出は「ほぼ毎日」と回答。一方で、全体のほぼ2割の人が「月1～3回」と「年に数回」と回答。



- 外出時の交通手段では、「家族などが運転する自動車」が4割以上と最も多く、次いで、ほぼ3割の人が「自分で運転する自動車」「徒歩」「電車」と回答。



- 外出するときに、困ることとして、「階段の昇り降りが難しい（エレベーター設備が少ない）」が最も多く、次いで、「道路などに段差がある」と回答。



- 外出をしやすくするための支援について、ご意見やご要望

記載内容別に、主なものを掲載します。()内は、(記入者:本人性別・年齢・手帳所持者別)を表します。

■ 駅や道路、歩道、階段のバリアフリー

- エスカレーターに 80 才になってから危なくて足が出せなくて乗れなくなりました。電車とホームとの段差、また間隔が広いと危なくて降りるのが恐ろしく不安で 1 人では電車での外出はできません。(本人:女性・80 歳以上・身体障害者手帳)
- 公共交通機関の利用した際、エレベーターやスロープの少なさやないことに驚きました。全介助なら介助者がいるのでまだましですが、多少自分で動ける方も出かけたくなりますね。(母親:男性・6~14 歳・身体障害者手帳・療育手帳)
- 道路のでこぼこがひどいので、きれいに整備してほしい。(本人:女性・50~59 歳・身体障害者手帳)
- 交通量が多い道路の車道と歩道の間には、ガードレール(パイプ形)を設置して欲しい。現在、車道と歩道の間には、コンクリートを数10センチ嵩上げた構造物が設置されている区間が大部分で、ガードレールの設置区間は交差点等、ごく僅かに限られている。障がい者のみならず、健常者の方にもガードレールの設置は人命上、必要である。また、歩道のでこぼこを直してほしい。(本人:男性・65~69 歳・身体障害者手帳)

■ 障害者用駐車場の整備と確保

- 障害者専用駐車場が少なく、ない所への外出はあきらめるなど、外出先が制限されてしまう。また、専用スペースに無関係の車が止まっているなど、出かけた先で困ることがよくあります。(嫁または婿:女性・80歳以上・身体障害者手帳)
- 障害者用駐車場が少なく、健常者が駐車してしまって止めることができない。トイレを多目的にすると、健常者が長時間使い、障がい者の方が困っている所をよく見かける。(本人:女性・50～59歳・身体障害者手帳)

■ 市内循環バスの運行

- あま市内を巡回するバスを走らせてほしい。(本人:男性・60～64歳・身体障害者手帳)
- 公共の乗り物がなく(ぜんぜん)タクシーか歩くかどっち。他の町で行っているくるりんバスなどあればいいと思います。名鉄甚目寺駅中心に運行してください。無料でなくてもいい。(本人:男性・70～74歳・身体障害者手帳)
- 車の免許もありません。今の時点では、役場にも歩いて行けれますが、今後、市内循環バスみたいのがあると便利です。(本人:女性・50～59歳・身体障害者手帳)

■ 通院等のタクシー券の支給

- 目が見えないので、前のように(タクシー券)がないのであまりいけない。医者にどうしてもいかなければならないので、重度の障がい者には別格に前の海部郡の時のようにタクシー券を出して下さい。これはくれぐれもお願いします。(本人:男性・75～79歳・身体障害者手帳)
- 週2回リハビリに通います。リハビリ病院が遠いため、タクシーで片道3,500円かかりますから車で行きます。名古屋市のようにタクシー券が出ないですか？(本人:男性・75～79歳・身体障害者手帳)
- 家族が仕事の時、病院へ通院するのにタクシーを利用しなければいけないので、タクシー券を援助してほしいと思います。タクシー券は通院するための利用としてです。(本人:女性・60～64歳・身体障害者手帳)
- 何年か前までは町よりタクシー券をいただいていた、病院なども自分一人でタクシーで行けてました。親が2人も仕事しているので、本人が病気になったりどこかへ行きたくても思う様にならず、困る時が多々あります。できればまたタクシー券をお願いします。(母親:男性・20～29歳・療育手帳)

■ 公共交通機関運賃の補助

- 公共交通機関の交通費補助があると助かる。(母親:男性・20～29歳・精神障害者保健福祉手帳)
- 名古屋市交通局は、療育手帳があると本人と付き添い一人は半額の料金になりますが、一番利用する名鉄電車は割引がありません。そういう割引があると、もっと公共交通機関を利用して出かけることができると思います。電車代はけっこうかかります。(母親:女性・6～14歳・療育手帳)

■ 付き添いしてくれる介助者や支援者の確保

- ▶ 重度障がいや寝たきりの為、ベットより車いすに乗せてリフト利用後、福祉車両への移動時に1番気がはります。もし、手がすべり下に落ちた場合、1人では立たすことはできません。その時、(だれか)そばにいてくれるだけで安心です。(本人:男性・60～64歳・身体障害者手帳)
- ▶ 病院で自分の順番がきた時に呼ばれても分からないことがあります。手話通訳者みたいに、教えてくれる人がいるといいですね。(本人:女性・40～49歳・身体障害者手帳)
- ▶ 外出しやすくする為に、何をしたらいいかはそれぞれの障がい者によってさまざまであり、現在の状況においても多様な施策を打ち出している状況と考えられます。したがって、障がい者が選定する支援者を決め、それが適切であると認定されれば、外出しやすくなると思いますが、ただ支援者に対する生きがいや労力に対するなんらかのメリット等が図られる適切な施策を打ち出すことが重要で、例えば支援者に対し税金の優遇を図るとか等の支援者に対することにも配慮することが重要ではないかと思えます。(夫または妻:女性・60～64歳・身体障害者手帳)

■ 気になる視線や周囲の理解

- ▶ 周囲の人が差別した視線で障がい児・者の行動をみない事。(母親:男性・6～14歳・療育手帳)
- ▶ 知的障がい者に対する理解(健常者、周囲の理解)が不十分なため、時々笑われる。(本人はひとりごとが多かったり、行動が不自然なので)学校等でもっと教育を。(母親:男性・6～14歳・療育手帳)

■ その他

- ▶ 外食は大変難しい。デパートなど以外では、多目的トイレがほとんどない為、出かけるときは常に頭の中はトイレの事ばかり気にしてしまう。(子ども:女性・65～69歳・身体障害者手帳)
- ▶ 徒歩での外出が困難なので車が必要ですが、収入が少なくガソリン代が気になり外出を控えてしまうので、ガソリン代の補助が欲しい。(本人:男性・30～39歳・身体障害者手帳)
- ▶ 障がいにはいろいろあると思いますが、私の場合は、重い物の持ち運びの制限、階段での移動等、旅行など一人での行動ができるのに、皆についていけないなど、友との旅行にも遠慮がちになってしまいます。自分で行ける障がい者の楽しい集い、日帰り旅行(自費)の企画はないものでしょうか。元気な障がい者より。(本人:女性・60～64歳・身体障害者手帳)

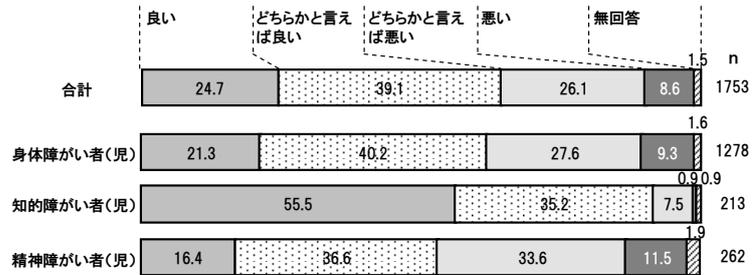
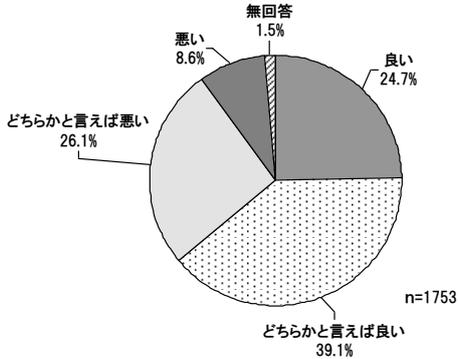
【課題】

- 社会参加を促進する意味から、外出時の支援体制の確保をはかるとともに、階段や道路、歩道等の生活環境のバリアフリー化をさらに推進する必要があります。
- 外出をしやすくするための支援について、『通院等でのタクシー券の支給』、『市内循環バスの運行』、『障がい者用駐車場の整備と確保』、『公共交通機関運賃の補助』、『駅や道路、歩道、階段のバリアフリー』、『付き添いしてくれる介助者や支援者の確保』、『気になる視線や周囲の理解』などの意見や要望が挙がっています。

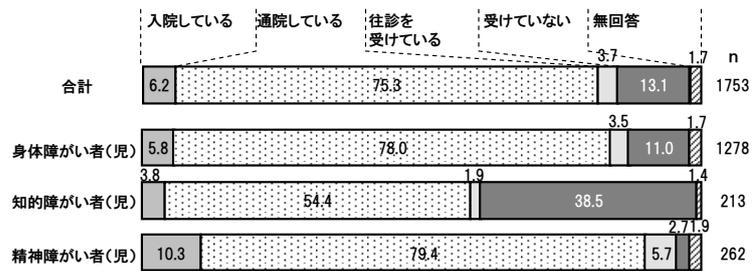
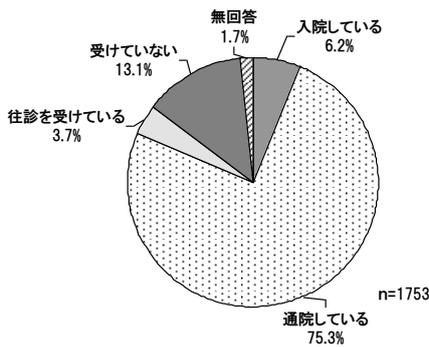
(5) 望まれる利用者の立場にたった医療とリハビリの充実

【現状】

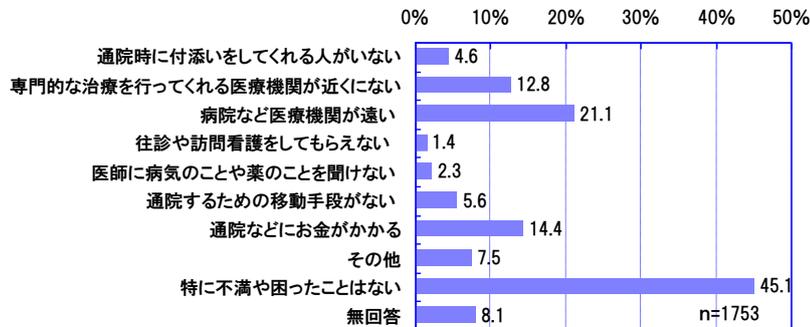
- 身体障がい者（児）の3割以上、精神障がい者（児）の4割以上が“健康状態が悪い”（「どちらかと言えば悪い」+「悪い」を合わせた割合）と回答。



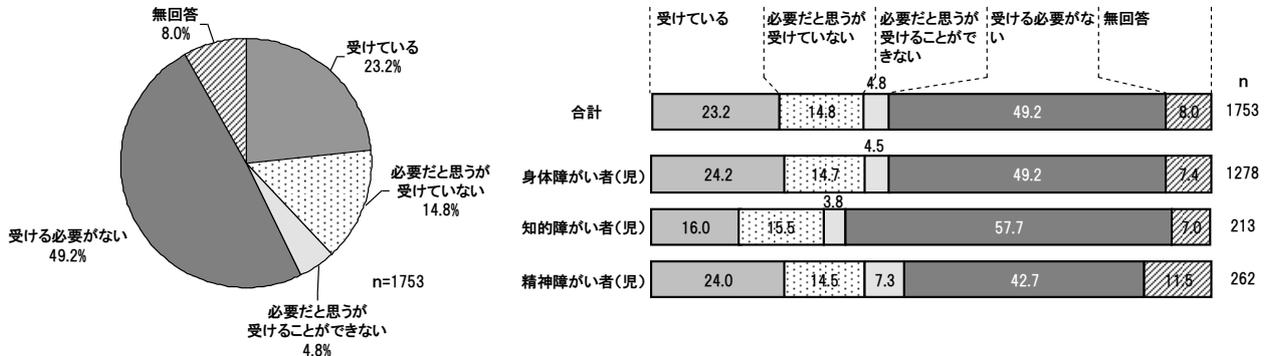
- 身体障がい者（児）のほぼ9割、知的障がい者（児）の6割、精神障がい者（児）の9割以上が、医療機関で“受診している”（「入院している」+「通院している」+「往診を受けている」を合わせた割合）と回答。



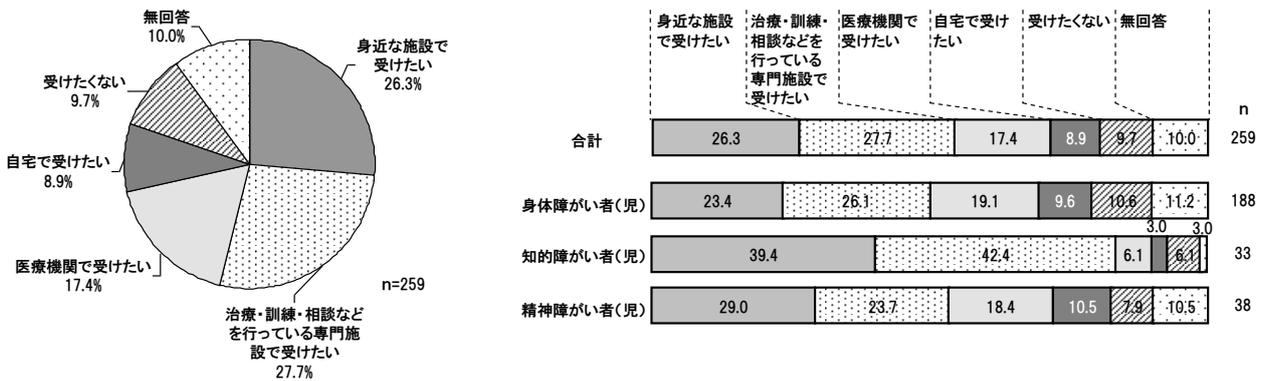
- 医療機関にかかるとき4割以上の方は、「特に不満や困ったことはない」と回答。一方で、「病院など医療機関が遠い」「通院などにお金がかかる」「専門的な治療を行ってくれる医療機関が近くにない」などの意見が挙がっている。



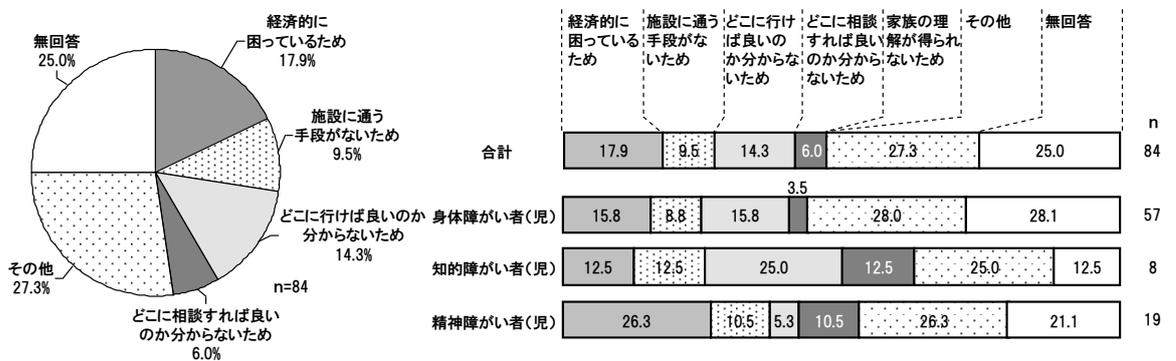
- 2割の人がリハビリ（機能訓練や指導）を「受けている」一方で、ほぼ2割の人が“受けていない”（「必要だと思うが受けていない」+「必要だと思うが受けることができない」を合わせた割合）と回答。



- リハビリは必要だと思うが受けてない方で、専門施設や医療機関など何らかの方法や場所で“受けたい”と回答した人は、身体障がい者（児）のほぼ8割、知的障がい者（児）の9割、精神障がい者（児）の8割を占めている。



- 一方、リハビリを受けることが出来ない理由として、全体では、主に自身の体調や施設の都合などや「経済的に困っているため」「どこに行けば良いのか分からないため」などの意見が挙がっている。



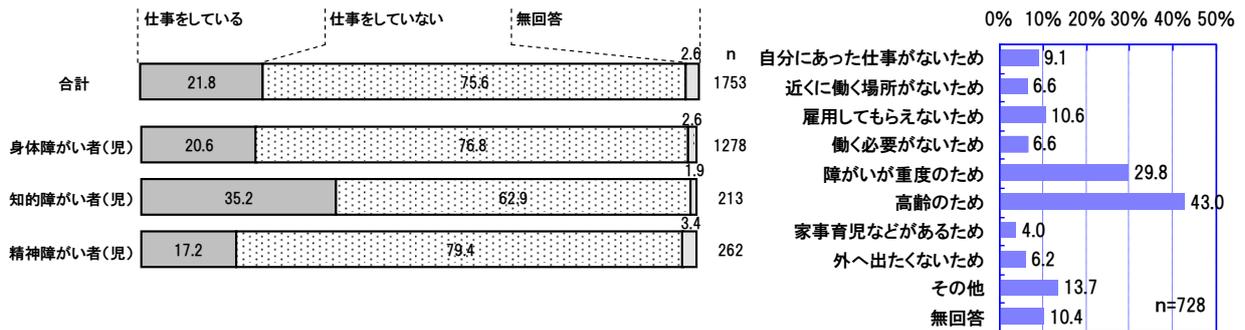
【課題】

- 主観的健康感は比較的よいものの、通院や入院など医療機関での受診が多いのが実態です。
- リハビリを「必要だと思うが受けていない」+「必要だと思うが受けることができない」を合わせた割合が、全体の2割となっており、その理由として、「病院など医療機関が遠い」、「通院などにお金がかかる」、「専門的な治療を行ってくれる医療機関が近くにない」などの意見が少なからずあることから、身近に寄り添い手を差し伸べるアウトリーチとしての支援が求められます。
- リハビリを受けたいという意向が9割にのぼっている一方、リハビリを実際に受けている人が2割にすぎないことから、より身近な専門施設や医療機関の設置が求められます。

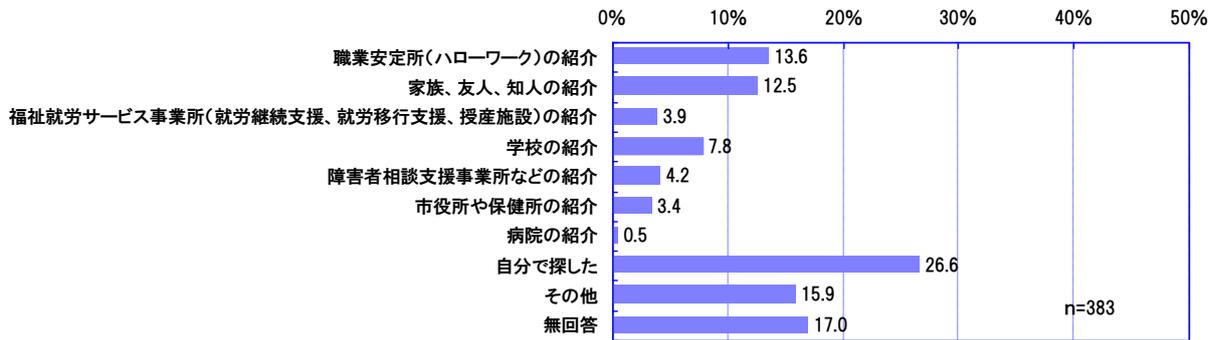
（6）すすんでいない就労支援と雇用対策

【現状】

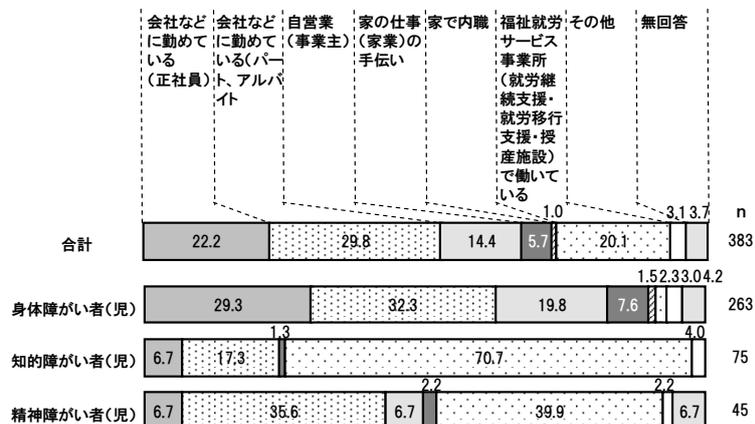
- ほぼ2割の身体障がい者（児）と精神障がい者（児）、3割以上の知的障がい者（児）が「仕事をしている」と回答。一方、仕事をしていない人の理由として、4割以上の人々が「高齢のため」と回答し、3割の人が「障がいが重度のため」と回答。



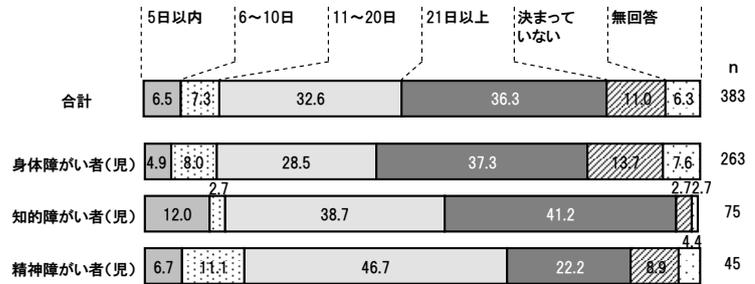
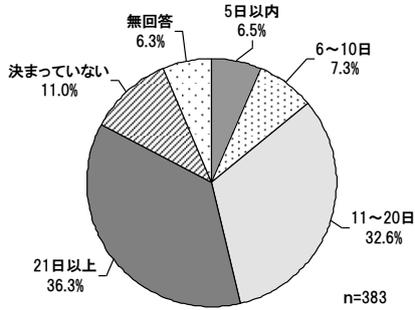
- 5割以上の人々が、仕事を“自分で探した”（「自分で探した」「求人広告やインターネットなどのその他」「家族、友人、知人の紹介」を合わせた割合）と回答。



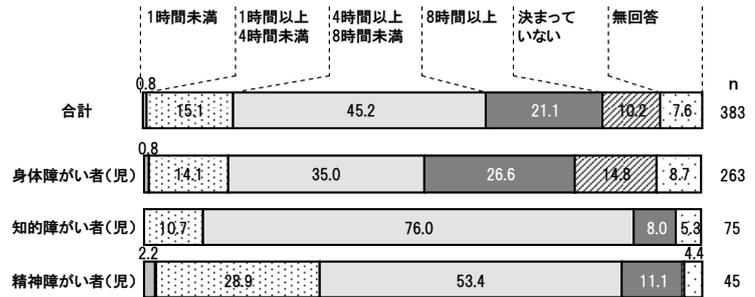
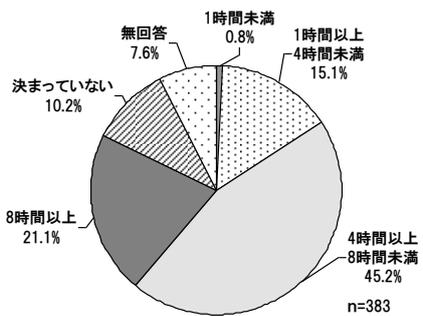
- 身体障がい者（児）の6割以上が“会社などに勤めている（正社員、パート、アルバイト、派遣社員）”と回答。一方で、知的障がい者（児）の7割、精神障がい者（児）ほぼ4割が「福祉就労サービス事業所（就労継続支援・就労移行支援・授産施設）で働いている」と回答。



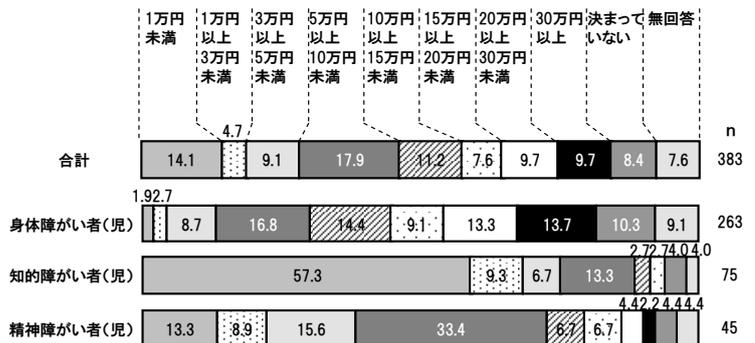
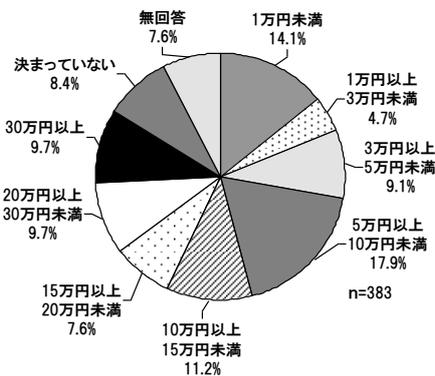
- 身体障がい者（児）と知的障がい者（児）のほぼ4割が、1ヵ月間の就労日数「21日以上」と回答。一方で、精神障がい者（児）は2割にとどまっている。



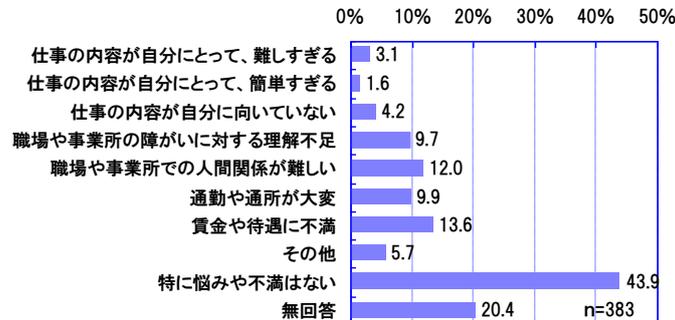
- 身体障がい者（児）の3割以上、知的障がい者（児）の7割以上、精神障がい者（児）の5割以上が、1日の就労時間「4時間以上8時間未満」と回答。



- 5割の身体障がい者（児）が、1ヵ月間の平均給与・賃金10万円以上と回答した一方で、ほぼ7割の知的障がい者（児）が「1万円未満」、6割の精神障がい者（児）が「5万円以上10万円未満」以下と回答。



- 仕事上で「特に悩みや不満はない」が最も多い一方、「賃金や待遇に不満」、「職場や事業所での人間関係が難しい」などの意見が挙がっています。



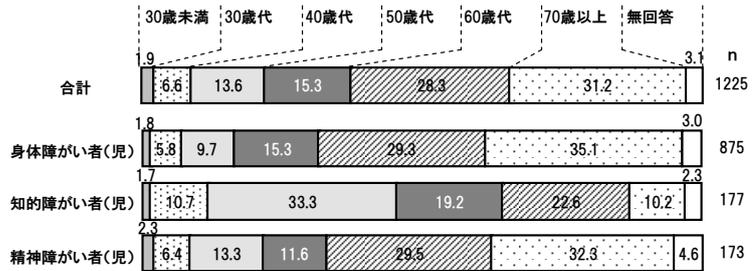
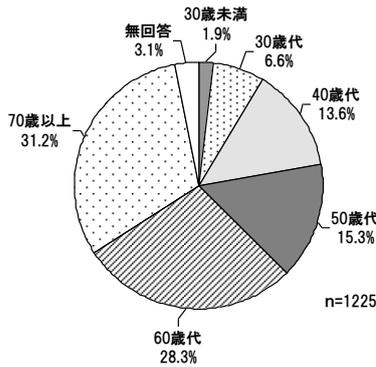
【課題】

- 学校や福祉施設への通園・通学・通所などを除き、6割近い人が、「自宅にいる（仕事をしていない）」と回答し、多くは、高齢と障がいによるものとなっています。
- 仕事をしている人で、「会社などに勤めている（正社員及びパート、アルバイト、派遣社員）」割合では、身体障がい者が61.6%、知的障がい者が24.0%、精神障がい者が42.3%に対し、“福祉的就労”である福祉サービス事業所への通所の割合では、身体障がい者が2.3%、知的障がい者が70.7%、精神障がい者が39.9%となっています。また、1か月間の平均給与・賃金が10万円未満では、身体障がい者が30.1%、知的障がい者が86.6%、精神障がい者が71.2%と、一般的な状況とはかけ離れた就業形態及び就労内容となっています。
- 福祉施設（就労継続支援、就労移行支援、授産施設）や障害者相談支援事業所などの就労支援が、十分に行き届いていないことがうかがえ、職業安定所（ハローワーク）、障害者就労・生活支援センター等の関係機関とのより一層の連携が求められます。

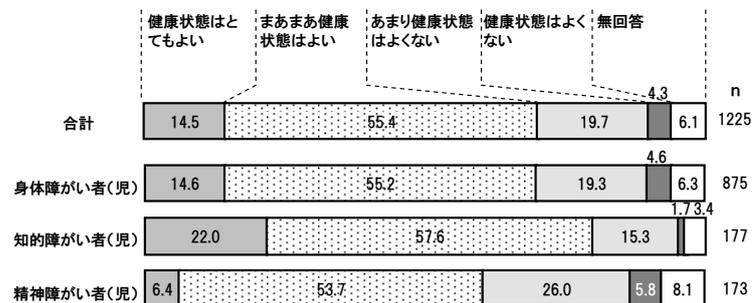
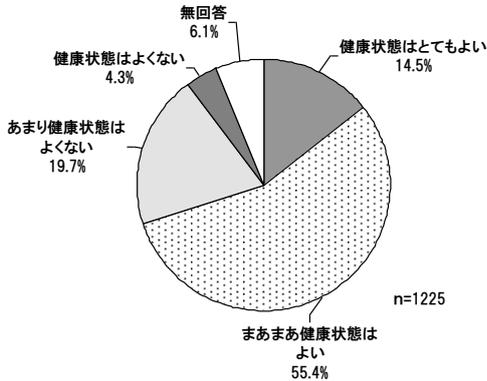
(7) 支援者（身近な家族や介護者）の高齢化と肉体的・精神的負担の増大

【現状】

- 身体障がい者（児）、精神障がい者（児）の6割以上の支援者が「60歳以上」で最も多く、知的障がい者（児）の3割以上の支援者が「40歳代」。



- 身体障がい者（児）の2割以上の支援者、知的障がい者（児）のほぼ2割の支援者、精神障がい者（児）の3割以上の支援者が、主観的健康感が“悪い”（「健康状態はよくない」+「あまり健康状態はよくない」を合わせた割合）と回答。



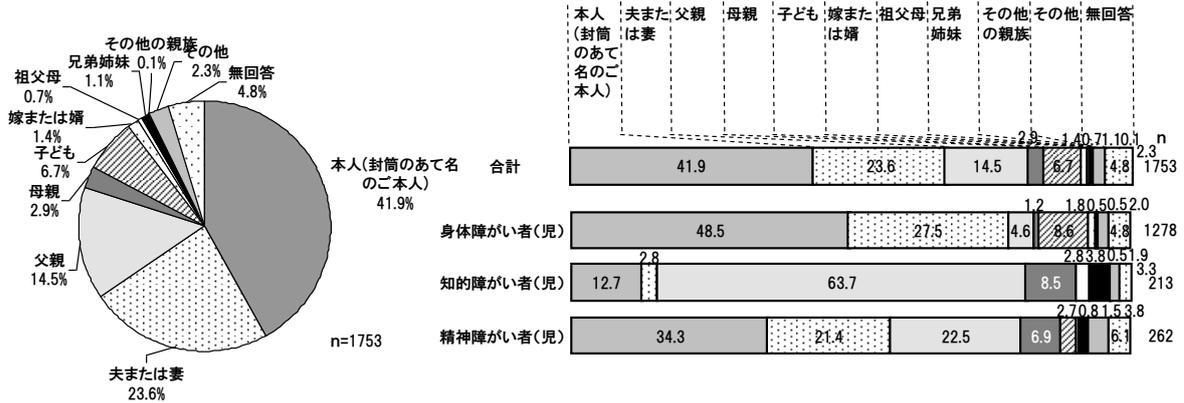
【課題】

- 主な支援者（家族や身近な介助者）の高齢化が顕著で、今後さらに、家族のみに依存した支援が難しくなることから、生活介護や短期入所、日中一時支援、児童デイサービスなどのサービスを活用したレスパイト（適度な休息）支援や居場所づくり、当事者団体によるピアサポート等による支援、さらに、支援者（家族や身近な介助者）へのアウトリーチ（寄り添い、手を差し伸べる支援）としての身近な相談・支援体制の充実が求められます。
- 公的なサービス提供（フォーマルサービス）のみならず、NPOやボランティアグループ、地域のインフォーマルな人的資源のネットワークづくりをすすめるとともに、地域の福祉力を活かした支援体制づくりが求められます。

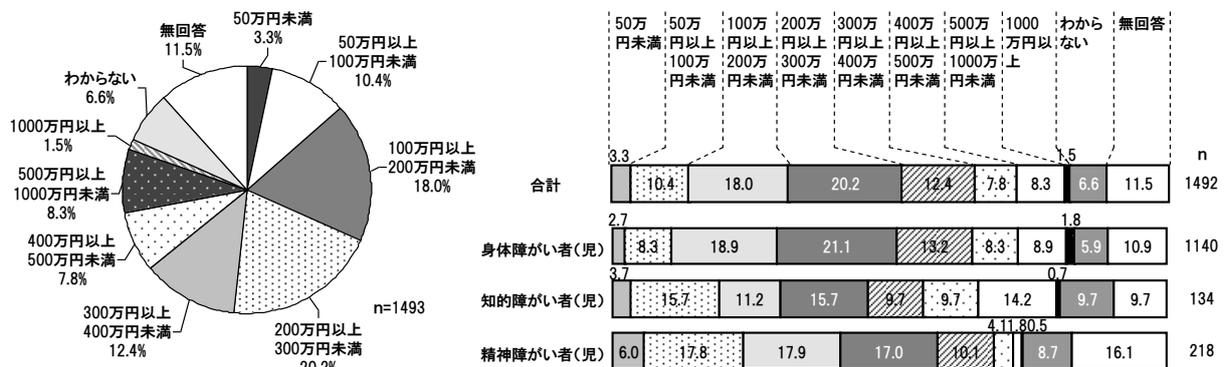
(8) きびしい暮らしの実態

【現状】

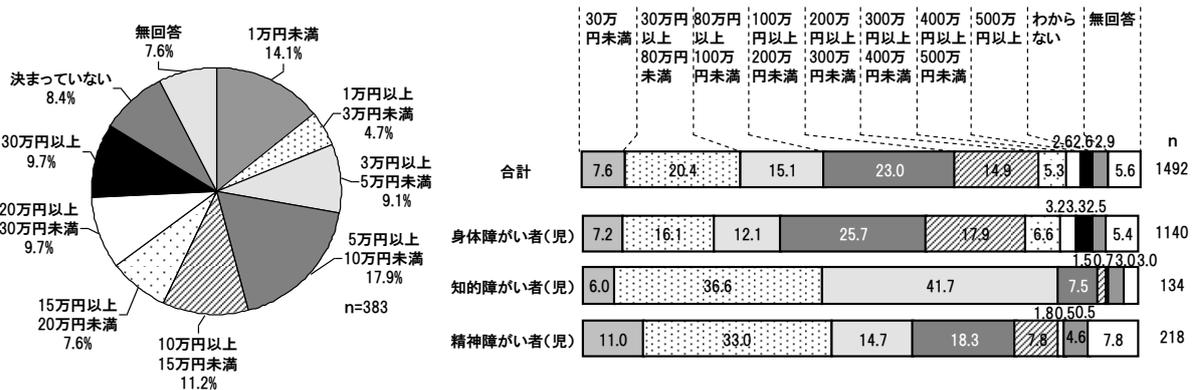
- 世帯収入の中心は、身体障がい者（児）では、ほぼ5割が「本人」で最も多く、知的障がい者（児）では、7割以上が「両親」（「父親」あるいは「母親」）、精神障がい者（児）では、3割以上が「本人」で、ほぼ3割が「両親」（「父親」あるいは「母親」）、2割が「夫または妻」と回答。



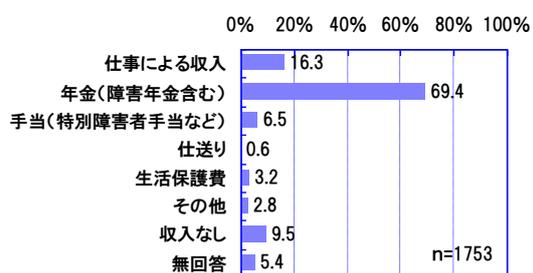
- 身体障がい者（児）の6割以上、知的障がい者（児）のほぼ6割、精神障がい者（児）のほぼ7割が、世帯全体の年間の総収入が”400万円未満”と回答。



- 身体障がい者（児）の3割以上、知的障がい者（児）の8割以上、精神障がい者（児）のほぼ6割が本人の年間の総収入が”100万円未満”で、収入の種類は、ほぼ7割が「年金（障害者年金含む）」と回答。



● 収入の種類は、「年金（障害者年金含む）」がほぼ7割を占めている。



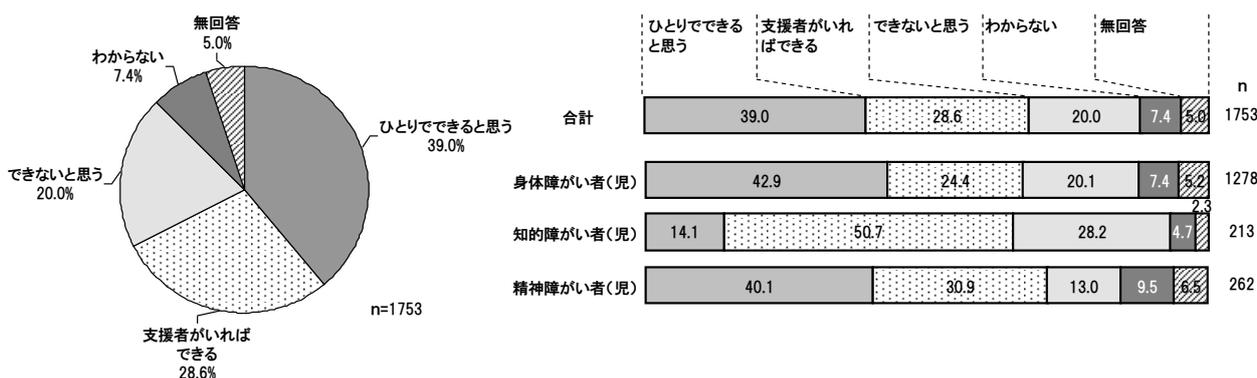
【課題】

- 本人の収入として、「年金（障害者年金含む）」が約7割を占め、本人の年間の総収入が”100万円未満”の方が、全体の4割を超えているという厳しい生活状況に対し、今後もより一層の過不足なき支援の充実が求められます。

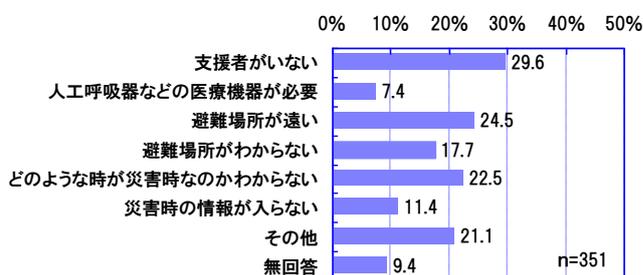
（9）急がれる災害対策と地域の福祉力の向上

【現状】

- 身体障がい者（児）と精神障がい者（児）の4割以上が、災害時の避難は「ひとりでできると思う」と回答。一方で、知的障がい者（児）の5割以上が「支援者がいればできる」と回答。



- 災害時における避難が「できないと思う」理由として、ほぼ3割が「支援者がいない」、2割以上が「避難場所が遠い」「どのような時が災害時なのかわからない」と回答。



● 災害対策についてご意見やご要望

記載内容別に、主なものを掲載します。（ ）内は、（記入者：本人性別・年齢・手帳所持者別）を表します。

■ 障がいの特性に応じた情報提供と避難誘導

- 役所の広報車等で、広報してもらっても聞き取れません。他に分かりやすい方法で教えてくれるといいですね。（本人：女性・40～49歳・身体障害者手帳）
- 避難場所が分かっても、そこまで歩いて行くのが困難である。（夫または妻：男性・75～79歳・身体障害者手帳）
- 障がいがある者にとって、どのような対策になっているか知りたい。（本人：男性・50～59歳・身体障害者手帳）
- 地震、風水害などの災害のお知らせメールを使用してほしい。（本人：女性・40～49歳・身体障害者手帳）

■ 個々の障がいの特性に応じた福祉避難所の設置

- 複数の病の為避難生活はできないと思います。(本人:男性・65～69 歳・身体障害者手帳)
- 障がいにも色々あり避難場所にトイレ(最低でも洋式トイレがあればいいのですが、あっても行けない)動き回る子達は周りの人とのコミュニケーションがとれにくく、パニックを起こす。体が重く動きが遅い場合には、避難場所までの移動に時間がかかる。もちろん車椅子使用者も簡単には移動できない。一時的には近くに避難し、その後、指定の場所みたいな所を作ってもらい、改めて避難する方向では。それには、近所の区長、民生委員さんの協力で近所で高齢者、障がい者、障がい児者の確認マップみたいなものが必要かと思います。(母親:女性・20～29 歳・身体障害者手帳)
- 今回の東日本大震災では、発達障がいのある子達は避難先をいろいろと変わったが、なかなか落ち着く場所がないというように聞いています。災害時に障がい児(者)が必ず避難できる場所を確保してほしいと思います。(母親:女性・6～14 歳・療育手帳)
- 車椅子がないと生活できないし、ベットがないと寝起きができないから障がい者専用の避難場所を決めてほしいです。(夫または妻:男性・50～59 歳・身体障害者手帳)

■ 地域の身近な支援者の確保

- 近所の人が見回りに来てくれると助かる。(本人:女性・75～79 歳・身体障害者手帳)
- とにかく地域で協力すること。(本人:男性・50～59 歳・精神障害者保健福祉手帳)
- 本人が母親よりも体重が倍くらいあり、母親 1 人ではとても俊敏な動きには対応できません。どなたか男性の方で、災害時には必ず助けに来て下さることを決めておいて頂けたら・・・と思います。(母親:女性・40～49 歳・療育手帳)

■ 薬や医療の必要性和確保

- 避難が長くなると重度障がいのため、避難所での生活が出来ないと思う。医療的処置も必要なので、なんとか避難場所に行けたとしても不安が大きい。(本人:女性・20～29 歳・身体障害者手帳)
- 医療機関に連絡ができるようにしてほしい。薬がないと生命にかかります。(本人:女性・50～59 歳・身体障害者手帳)

■ その他

- 災害時の対応については、特に考えていませんでしたが、実際にあった場合はどうしたら良いのかわかりません。(子ども:女性・70～74 歳・身体障害者手帳)
- 避難用品を一式用意して欲しい。(本人:女性・身体障害者手帳)
- 近くの川の増水がこわい。ポンプ等はあっても動かさ不安です。(本人:女性・60～64 歳・身体障害者手帳)

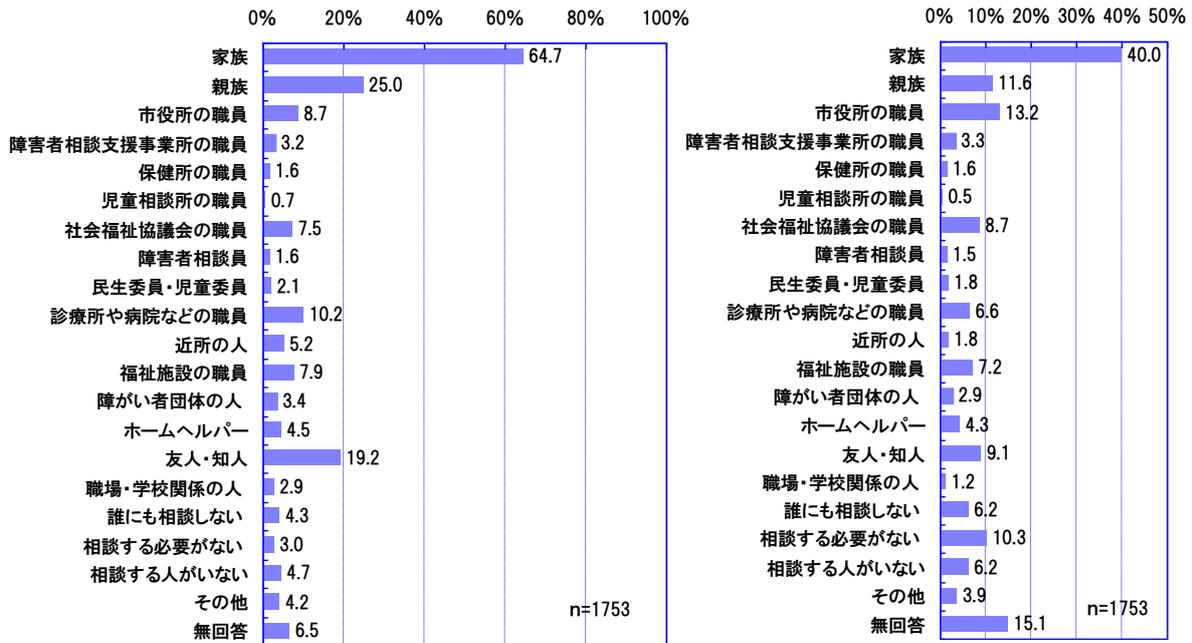
【課題】

- 災害対策について、『個々の障がいの特性に応じた福祉避難所の設置』、『障がいの特性に応じた情報提供と避難誘導』、『地域の身近な支援者の確保』、『薬や医療の必要性と確保』などの意見や要望が挙がっています。
- 要援護者台帳の登録については、主旨の十分な周知の徹底を図るとともに、当事者の声を十分反映した災害時避難マニュアルの作成や障がい特性に配慮した福祉避難所の設置及び備品の整備等が求められます。

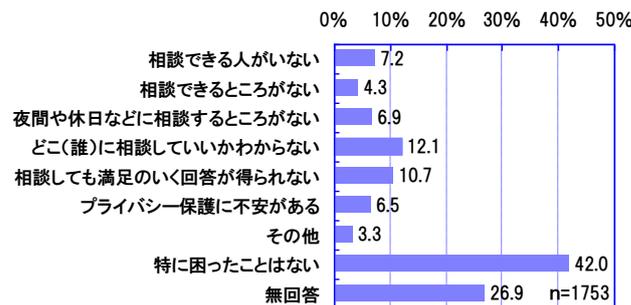
(10) 身近な相談窓口と相談支援体制づくり

【現状】

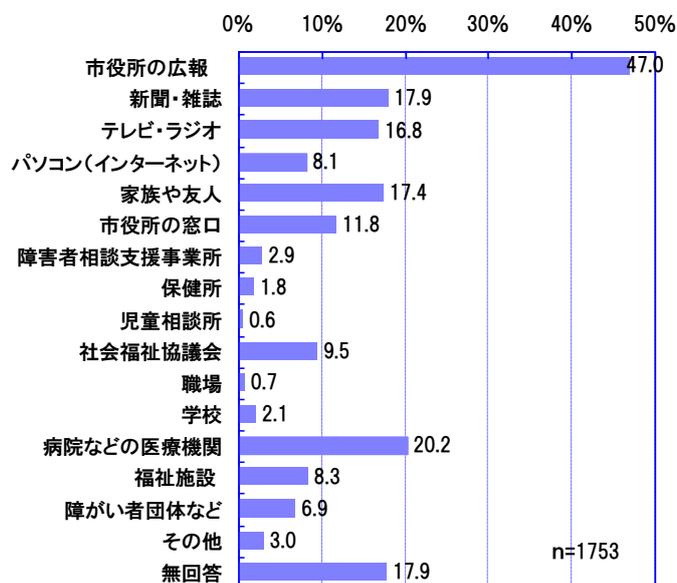
- 悩み事や困ったときの相談相手は、「家族」が6割以上で、次いで「親族」や「友人・知人」。また、福祉サービスの利用等についての相談相手も、4割が「家族」と回答。



- 相談について「特に困ったことはない」が4割以上占めている一方、「どこ（誰）に相談していいかわからない」、「相談しても満足いく回答が得られない」などの意見が挙がっている。



● 福祉に関する情報の入手先は、ほぼ5割が「市役所の広報」と回答。



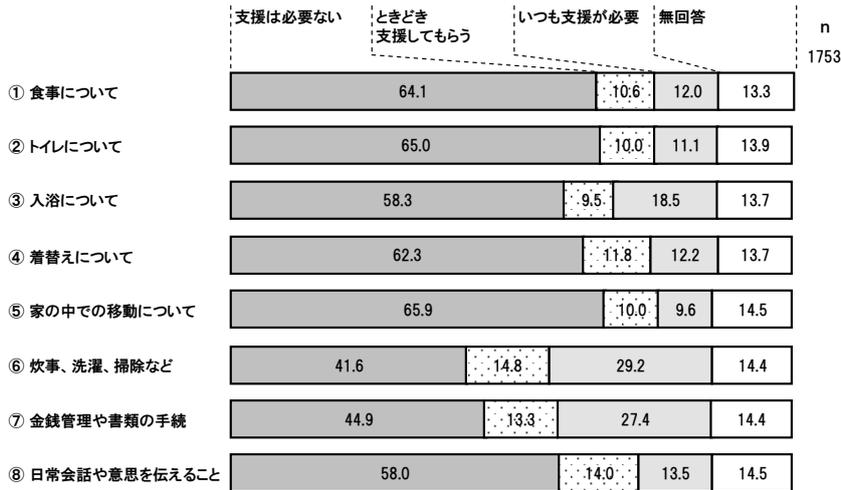
【課題】

- 障害者相談支援事業所など身近に相談できる窓口や機関が、十分周知されていない問題や適切に対応できる専門性を持った人材の確保等が求められます。
- 今後より一層、個々の障がいに見合った、「市役所の広報」などによるわかりやすく、利用しやすい適切な情報提供が求められます。

(11) 利用者の視点にたった福祉サービスの提供

【現状】

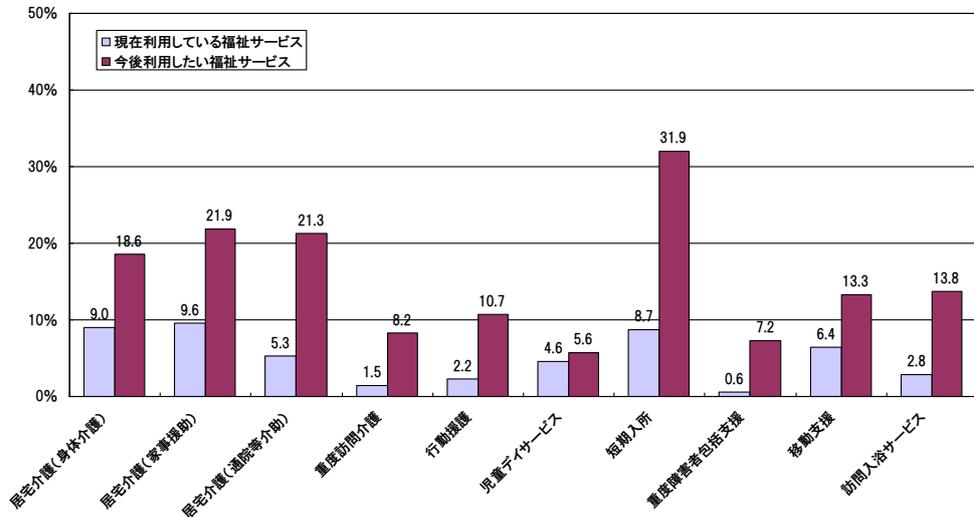
- 日常生活で“支援が必要”な割合（「ときどき支援してもらおう」＋「いつも支援が必要」を合わせた割合）は、「炊事、洗濯、掃除など」、「金銭管理や書類の手続き」、「入浴について」がトップ3。



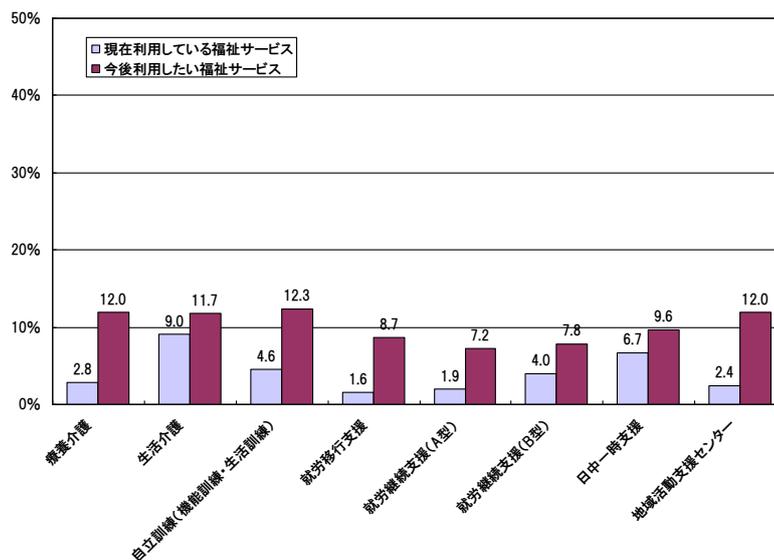
● 福祉サービスの利用状況と利用意向（無回答を除く）

障害福祉サービスの利用状況と利用意向の比較では、「短期入所」が23.2ポイント増、相談支援が19.6ポイント増、居宅介護（通院等介助）が16.0ポイント増、居宅介護（家事援助）が12.3ポイント増、施設入所支援が11.7ポイント増、訪問入浴サービスが11.0ポイント増などとなっています。

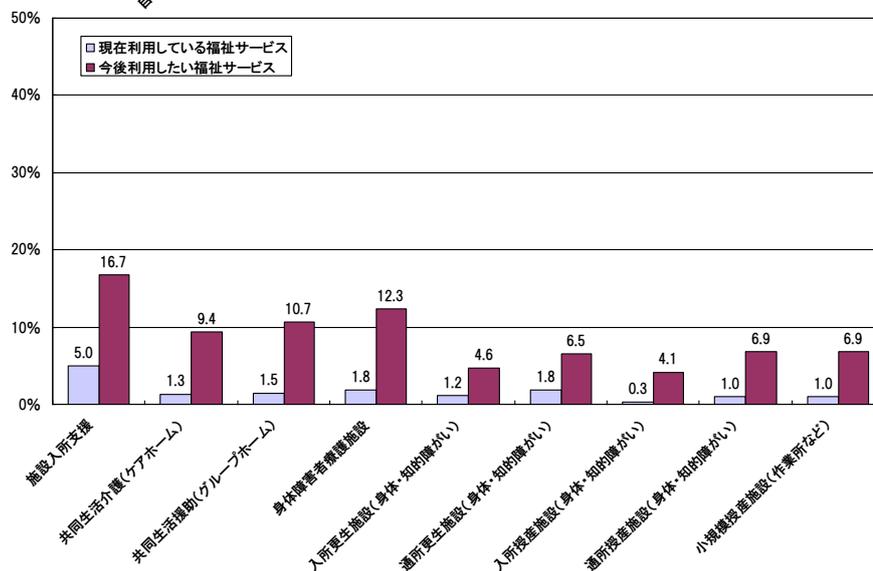
訪問系・その他



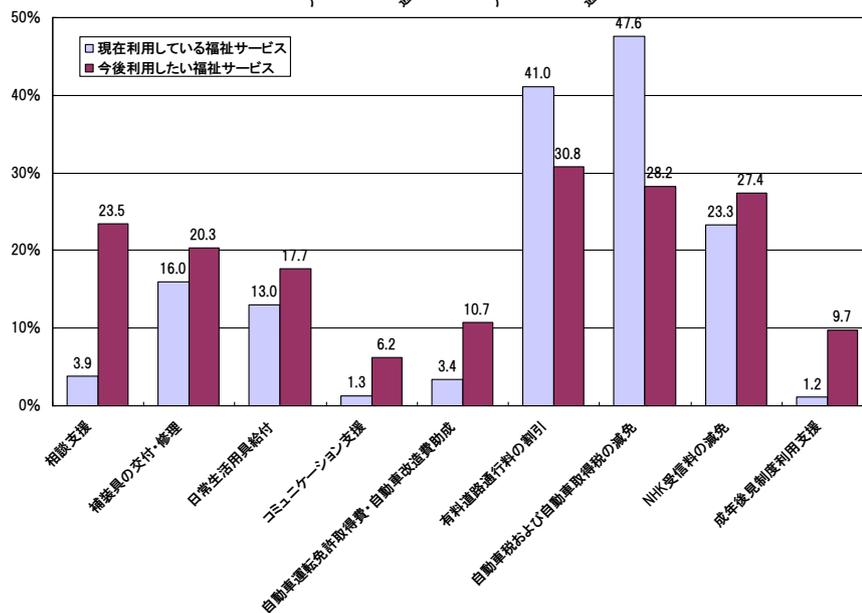
日中活動系



居住系・旧法施設等支援



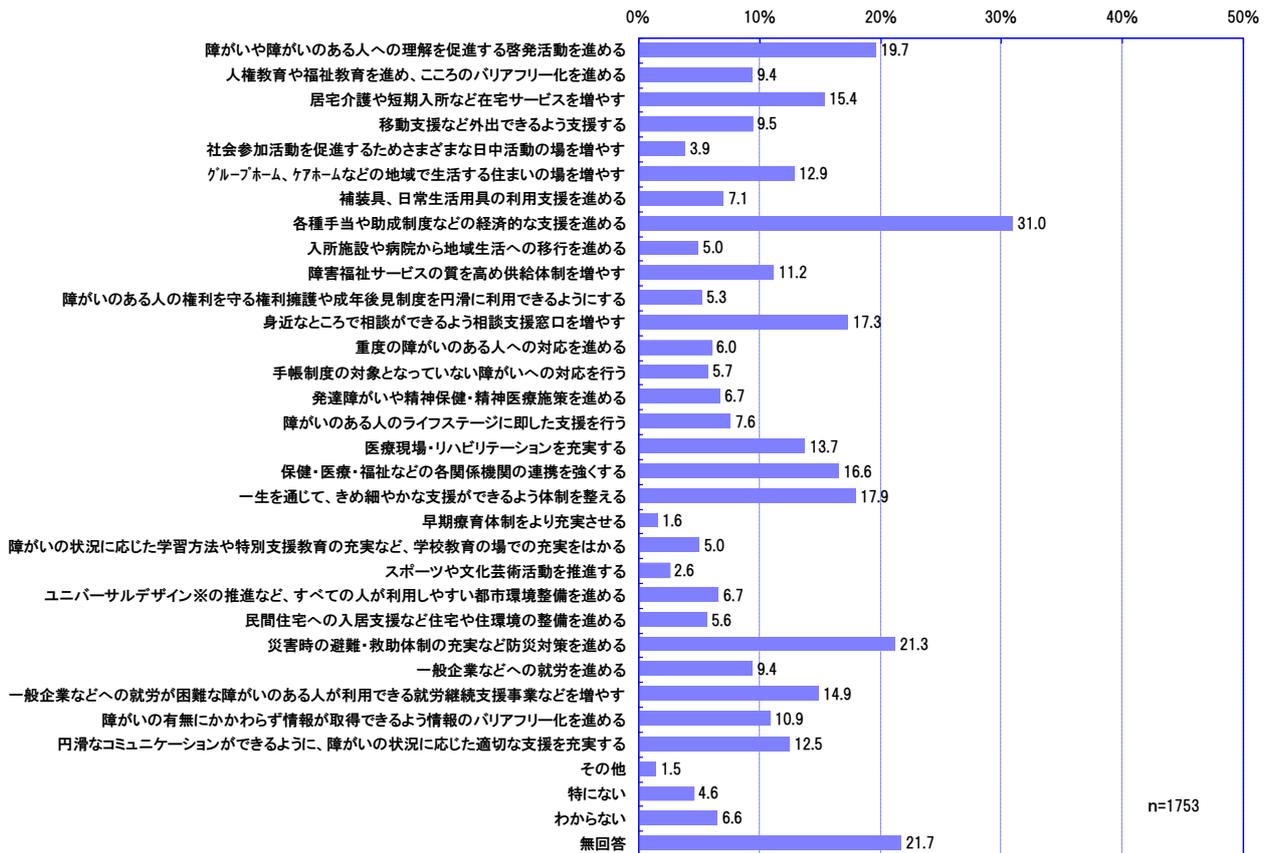
相談支援・各種制度



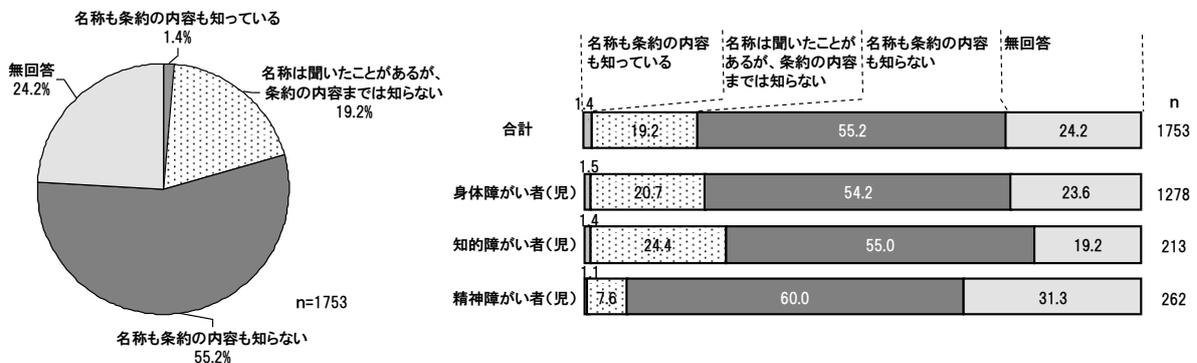
(12) 市民協働ですすめる自立支援社会実現に向けて

【現状】

- 今後の障がい福祉施策について、「各種手当や助成制度などの経済的な支援を進める」、「災害時の避難・救助体制の充実など防災対策を進める」、「障がいや障がいのある人への理解を促進する啓発活動を進める」がトップ3。



- 「障害者権利条約」について、大半の人が「よく知らない」（「名称は聞いたことがあるが、条約の内容までは知らない」＋「名称も条約の内容も知らない」を合わせた割合）と回答。



(13) 障がい福祉施策に関するご意見やご要望など（自由記入）

記載内容別に、主なものを掲載します。（ ）内は、（記入者：本人性別・年齢・手帳所持者別）を表します。

■ 福祉サービスや施設等の要望

- あま市内に入所施設をお願いします。家族に何かあった場合、日頃から慣れさせて、安心してお願いできる施設が近くにあれば良いと思います。他の市にお願いするのではなく、あま市にあれば地域の方にも身近で理解もして頂けるようになると思います。お願いします。（母親：女性・30～39歳・身体障害者手帳・療育手帳）
- 障がい者が働くことのできる福祉施設は、だんだんと定員になりつつあり、わが子が働くようになる頃は、希望するところでは働くことができなくなるのではないかと思い、とても心配しています。みんなが安心して働ける施設をぜひ作ってほしいと思います。親なき後のグループホーム等もだんだんと作っていただきたいと思います。どうぞ、ご自分の子供の事だったらと思って、考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。（母親：女性・6～14歳・療育手帳）
- 入所施設へ入ることができ、親もほっとしています。子供も月に2回外泊してきますが、帰る前日には持ち物の整理をして、当日には喜んで行きます。仕事はあまりありませんが、玉ねぎの皮むきが大好きです。ありがとうございました。父81歳、母72歳。（母親：女性・40～49歳・療育手帳）
- 数年間で福祉サービスはかなり充実してきたと思いますが、まだまだ枠だけで中身が伴っていませんかったりということもありますので、これからは「質」の向上を考えていく時期だと思います。サービスが充実してくると、逆にしっかりとした親子関係ができる前に他人に任せる事ができすぎて、親が子供の障がいを受け入れできないままになってしまうというマイナス面もあると思います。あまり小さいうちからのサービスの多用は注意すべきだと思います。（母親：男性・15～17歳・療育手帳）

■ 福祉のまちづくり、福祉施策に関すること

- あま市は先駆的なところを見習って、行政・親・支援者と協力して障がいをもった人が生まれてから命がなくなるまで安心してすごせる体制を確立することを要望致します。私はできることは協力していきますので、声をかけてほしい。発達障がいは外見ではわかりづらい障がいです。障がいを持った親たちは、周囲からつめたい視線をとともしんどく受けとめています。もっと周囲の理解ができるよう、啓発活動をしているグループがあるので、協力して周知してもらえると良いと思います。今回の震災のように集団ですごさなければならない場合は、同じ敷地内でもいいが場所だけは完全に別にしてほしい。老人とも別がいいです。支援体制の強化を願います。合併したメリットが何も感じる事ができません。先日の民生委員さんの用紙も項目が少なすぎると思われます。歩けないけど初対面の人はダメとか、発達障がいの方々はあるだけの項目では、不十分すぎます。消防の方が安否確認をされて避難させてくれようとしてもムリです。もっと1人ひとりにあったコメントを書く所がほしかった。空き店舗等を利用して、障がい者たちが自立できるような活動拠点となると良いと思います。(母親:男性・6～14歳・療育手帳)
- 障がい者が安心して生活して行ける社会にさせていただくことが希望です。(本人:男性・65～69歳・身体障害者手帳)
- 自分の意思を伝えることができない。障がい者でも一生涯住み慣れた町で、安心して暮らせるように、各関係機関が連携してサポートしてほしい。(母親:男性・20～29歳・療育手帳)
- 障がい者への施策が現況においてほとんどであるが、支援する人に配慮した施策が極めて少ないのは非常に残念に思います。したがって支援者に対しての施策を打ち出すことによって、障がい者本人も安心感を持つと同時に、尊ばれるものと考えます。(夫または妻:女性・60～64歳・身体障害者手帳)

■ 経済的援助や助成

- 3町合併する前は、障がい者福祉タクシー料金の助成がありました。合併後は心身障がい者扶助料少し多く頂ける様になりましたが、足の悪いものにとりましては、病院へ通うのにタクシーを呼んで行く為お金がかかり、老人にはとつても出費が辛いので、以前の様にタクシー券がもらえたら有難いと思います。ぜひお願い致します。(本人:女性・80歳以上・身体障害者手帳)
- 生活を助けてください。(お金がない)(本人:男性・65～69歳・身体障害者手帳)
- 手当や支援金の額が少な過ぎてとてもそれだけでは生活ができない。人並みの生活ができる額になればと思います。(本人:男性・30～39歳・精神障害者保健福祉手帳)
- 無料でいろんなことが得られるようにしてもらいたい。制限も多いがもっと幅のあるものにしてもらいたい。(夫または妻:男性・60～64歳・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)

■ 利用しやすい公共施設や道路・交通

- 電車を利用したくても駅までが遠いので、交通手段を増やしてほしい(バスなど)。(本人:男性・20～29歳・身体障害者手帳)
- 福祉サービスを利用するため外出するが、その往復の通路がガタガタで歩道が狭く、自転車に乗って行ける安全なスペースがないので、いつも家族で心配している。転んで骨折したりしないよう、早めに補修、拡張工事をして安全確保してほしい。(本人:女性・70～74歳・精神障害者保健福祉手帳)
- あま市病院の早期実現。(本人:男性・75～79歳・身体障害者手帳)

■ 役所の対応や手続きについて

- 説明書の内容が分かりづらい。職員の説明不足もあり。不親切。(本人:男性・50～59歳・身体障害者手帳)
- 役場にもっと親切に人の話を聞いてほしい。アドバイスもしてほしいと思いました。(本人:女性・60～64歳・精神障害者保健福祉手帳)
- 障がい者手帳など種類が多すぎて更新連絡の都度手続きしているので、障がい手帳等の一覧表があると良いと思う。家族(血縁関係のみ)の分類には入るがほとんど同居したことがない。最近、親が亡くなっているので施設と市役所が頼りで、特にあま市役所窓口の職員は皆対応が良く助かっています。(兄弟姉妹:男性・50～59歳・療育手帳)

■ 就労支援

- 本人は現在施設へ生活介護で通っています。軽い仕事をさせてもらっていますが、食事代にもならない工賃です。以前、私と二人で内職をしたときはかなりできました。残念に思うのはできることがあるのに仕事がないことです。(母親:男性・40～49歳・療育手帳)
- 会社に障がい者を雇用しているということで手帳をコピーされましたが、実際、自分には何もメリットがないので何の為に働いているのか分からなくなることがある。会社だけじゃなく、雇用されている障がい者にも、世間に役に立っているんだということを何か表わしていただけたら、もっと働きたいという障がい者も増えると思います。働いてからの雇用保険も短時間の加入も進めていただきたいと思います。(本人:女性・30～39歳・身体障害者手帳)
- 障がい者でも働きやすい環境を整えてほしい。(本人:男性・40～49歳・精神障害者保健福祉手帳)

■ 相談や情報提供体制

- 本人や家族は生活していくことが中心で、なかなか目が外に向かない。本人に有利に思われることは、役所からどんどん情報提供してほしい。教えてほしい。待っていることしかできないから。(父親:男性・30～39歳・身体障害者手帳・療育手帳)
- ありきたりの相談でなく何もできなくても親身な対応をお願いしたい。(本人:男性・65～69歳・身体障害者手帳)
- このアンケートで福祉サービスがいろいろあるのがわかりました。相談員、場所もいくつかあるんですね。でも何を相談していいかわからない状況でなかなかこちらから出向くことも介助中ではできません。社会福祉協議会など普段何をしているのかさっぱりです。(母親:男性・6～14歳・身体障害者手帳・療育手帳)

■ 日常生活の不安等

- 今は生活には大きな問題は有りませんが、これから先心配です。あくまで自分のことは自分でやって行きたいが…。人さまの手を借りるようになるかも知れません。(本人:男性・65～69歳・身体障害者手帳)
- 1年1年親も年を取り弱ってきているので、親がいなくなった後の子供の将来のことが心配です。(母親:男性・30～39歳・療育手帳)
- 身体障がい者となってから、人生に対する考えが大きく変わりました。希望が持てません。周りの人に迷惑をかけて生きることは辛いです。何か良い方法はないでしょうか。(本人:女性・50～59歳・身体障害者手帳)
- 社会福祉協議会に20年以上お世話になっており、よく助けていただいております。今後のことはとても不安です。(その他の親族:女性・80歳以上・身体障害者手帳)

■ 差別や偏見をなくす障がい者理解や教育に関すること

- 内部障がい者だけに外観だけで健常者だと思われてしまいます。(体験上のうえの意見です)(ただし、車椅子、電動椅子以外です)(本人:男性・30～39歳・身体障害者手帳)
- 手術を受けたおかげですっかり元気になりましたが、胸に大きな傷が残っています。女の子なので、人権教育等は大変関心があり、期待しています。市の職員の方々には大変お世話になりました。とても気持ちのいい対応で、ありがとうございました。(母親:女性・0～5歳・身体障害者手帳)
- 学校で障がいに対する理解や協力等、道徳面などから教育する時間をもうけていただきたい。本人の将来の就業問題など不安です。(母親:男性・6～14歳・身体障害者手帳)

■ 災害時や緊急時等の安心・安全に関すること

- 大きな災害が起きた場合、避難所が遠いので不安。(本人:女性・70～74 歳・身体障害者手帳)
- 災害時に本人を連れて避難する方法がないので、近くの施設や病院などからの支援があるとありがたい。(夫または妻:男性・60～64 歳・身体障害者手帳)

■ アンケートについて

- 毎年同じようなアンケートが行われているわりに、行政にそれがフィードバックされていないように感じる。毎年行うのなら、年々少しでもなんらかの目に見えるようなアンケートで得られた意見を反映したものを、わかりやすく行政の取り組みとして見せていただきたい。(本人:男性・40～49 歳・身体障害者手帳)
- 項目が多いアンケートは聞き取り調査にしてほしい。(本人:男性・75～79 歳・身体障害者手帳)
- 障がい福祉施策の内容のアンケートに名称も条約の内容が分からないのに、いろんな質問があって難しい問題があって、私はアンケートは初めてです。(本人:女性・40～49 歳・療育手帳)

2 成年後見制度に関するアンケート調査結果の概要

海部東部広域障害者地域自立支援協議会において、平成23年10月から12月にかけて「成年後見制度に関するアンケート調査」を実施しています。

現在、回答の集計作業中ですので、集計結果がまとまりましたら、そこから見える課題やそれに対する取り組みについて、本計画に反映していきます。

5 ヒアリング調査から見えてきた現状と課題

1 ヒアリング調査結果のまとめ

1. 障がい者支援活動の問題点や課題について

(1) 障がい者支援をする上での活動上の問題点や改善すべき課題について

あま市心身障害児者保護者会

- ・若い方など新規会員の減少
- ・団体活動に対する地域の理解不足
- ・会員の協調性

あま市身体障害者福祉協会

- ・会員の高齢化と会員数の減少
- ・3町合併に伴う地域間格差
- ・残った機能を生かした団体活動
- ・障がいの部位・程度による問題点や課題の差異

ゆったりホーム海部はすの里、蓮の実会

- ・当事者家族が障がいをオープンにすることや、病気への理解不足

ちびはと

- ・子どもの年代によって取り組む課題の変化
- ・学校の先生との関わり方

ドルフィン

- ・障がいや年代による発達の課題の差異
- ・災害時の対策についての不安

(2) これから力を入れていきたい活動内容について

あま市心身障害児者保護者会

- ・余暇活動の活発化
- ・障がいのある方の地域の受け皿づくり（特に居住系サービス）

あま市身体障害者福祉協会

- ・魅力ある活動の計画と各種行事への参加の呼びかけ
- ・会員相互の親睦の強化
- ・新規会員の勧誘
- ・障がい者の掘り起し

ゆったりホーム海部はすの里、蓮の実会

- ・家族や親せきを始め地域に対する精神障がいへの理解と普及

ちびはと

- ・ライフステージにおける地域のネットワークづくり
- ・相談できる場所の開拓
- ・廃品回収活動

ドルフィン

- ・高機能自閉症や知的を伴う自閉症等分科会の開催
- ・先進地への施設見学

(3) 地域や他の団体との連携の状況や連携の必要性について

○連携の状況

あま市心身障害児者保護者会

- ・上部組織（海部連等）と連携している。

あま市身体障害者福祉協会

- ・協会総会や機能回復訓練においてボランティア団体と連携している。
- ・手話のボランティア団体と密接に協力してもらっている。

ゆったりホーム海部はすの里、蓮の実会

- ・上部組織（県精神障害者家族会連合会）と連携している。

ちびはと

- ・上部組織（希望の会）などに籍を置いている。
- ・年代の上の親の会（はとぼっぼ）に相談している。

ドルフィン

- ・上部組織（つくしの会）などと連携していきたい。
- ・当事者団体（愛知県自閉症協会つぼみの会）に籍を置いている。
- ・相談支援事業所相談員に会合への参加を依頼している。

○連携の必要性

あま市心身障害児者保護者会

- ・障がい者への理解を深めるための他の団体との情報交換
- ・会の活動への理解をしてもらうための地域での民間の支援者との交流

あま市身体障害者福祉協会

- ・団体活動を進める上で、各ボランティア団体との連携

ゆったりホーム海部はすの里、蓮の実会

- ・他の家族会の集まりへの参加

ちびはと

- ・上部組織や親子通園との連携
- ・他市町村の親の会との情報交換や地区を区切らない活動

ドルフィン

- ・他地区との交流会の必要性
- ・相談支援事業所と連携した地域のネットワーク作り

（４）活動をする上での行政に対する要望について

あま市心身障害児者保護者会

- ・障がいのある方の地域の受け皿づくり（特に居住系サービス）の促進
- ・会の活動への理解と支援

あま市身体障害者福祉協会

- ・自主的活動の尊重と必要時の支援
- ・団体活動時のボランティアによる支援
- ・個人情報保護がネックとなり新規会員の勧誘ができないため、可能な範囲での情報提供

ゆったりホーム海部はすの里、蓮の実会

- ・家族会のパンフレット等を窓口に置くなどの周知、協力
- ・他地域との交流会に参加するための交通費の支援

ちびはと

- ・サービスや制度のわかりやすい情報提供
- ・行政窓口でのプライバシー保護に配慮した対応
- ・緊急時のショートステイ・入所支援
- ・手帳を持たない人への金銭的支援

ドルフィン

- ・保健センターの役割（スクリーニング・母親ケア）の強化
- ・親子通園の活用方法
- ・ライフステージで途切れてしまう情報を繋ぐ相談場所、コーディネーターの確保

2. 障がい者を取り巻く環境について

（１）障がい者とその家族が地域生活を送っていくための問題点や課題等について

あま市心身障害児者保護者会

- ・障がい者への理解
- ・障がいのある方の地域の受け皿づくり（特に居住系サービス）

あま市身体障害者福祉協会

- ・知的障がい者への理解
- ・公民館・文化会館等施設への交通手段の整備
- ・重度障がい者のサポート体制の整備

ゆったりホーム海部はすの里、蓮の実会

- ・精神障がい者への偏見の払しょく

ちびはと

- ・保護者が働くことができる地域の受け皿づくり（特に小学生）
- ・手帳をもたない人への金銭的援助

ドルフィン

- ・学校生活へのフォロー
- ・保護者の行動力や世代間でのサービス利用についての格差

（２）障がい者のニーズ（要望）の動向について

あま市心身障害児者保護者会

- ・身近な地域での短期入所（ショートステイ）事業
- ・通所事業終了後に利用できる日中一時支援等送迎のある事業

あま市身体障害者福祉協会

- ・災害時の避難場所・避難方法・移動手段等の情報提供
- ・巡回バスの運行、タクシー券助成
- ・高齢化による身体機能低下への対策
- ・単身者等の訪問による状況把握

ゆったりホーム海部はすの里、蓮の実会

- ・偏見の払しょく
- ・就労への支援

ちびはと

- ・土日、夏休みの受け入れ先の提供
- ・送迎サービス
- ・保護者の入院など、緊急なサービス利用が必要な場合の対応の整備

ドルフィン

- ・サービス利用の勧奨
- ・日中系サービスの柔軟な利用
- ・軽度発達障害者への余暇活動の取り組み

3. これからの障がい者支援のあり方について

（１）障がい者をめぐる課題を解決していくために、地域の各団体・事業所等が担うべき役割や団体・事業所間等の連携・協働について

あま市心身障害児者保護者会

- ・障がい者支援に携わる地域の関係機関全体で話し合える場の設置
- ・災害時の障がい者への対応

あま市身体障害者福祉協会

- ・障がい者雇用への取り組み強化
- ・戸別訪問による状況の把握

ゆったりホーム海部はすの里、蓮の実会

- ・事業所における精神疾患に理解のある支援者の増員
- ・精神障がいに特化した事業所の設置やほっとできる場所づくり

ちびはと

- ・連携を支援してくれる自立支援協議会の強化
- ・自立支援協議会との協働による支援機関との連携強化

ドルフィン

- ・軽度発達障がい児の学習面の指導

(2) 福祉サービス利用の仕組みのあり方について

(障がい者やその家族がサービスを利用しやすくするためには何が必要でしょうか)

あま市心身障害児者保護者会

- ・サービスの種類や手続きについての情報提供
- ・相談支援事業所についての周知

あま市身体障害者福祉協会

- ・サービスの種類や手続きについての情報提供
- ・手続きに行くための移動手段の確保

ゆったりホーム海部はすの里、蓮の実会

- ・精神障がい者は障がいを隠す傾向にあるので、いろいろな窓口での制度等に関するパンフレットによる情報提供

ちびはと

- ・情報の発信方法の検討
(詳しいライフステージマップや分かりやすいパンフレットの配布、配布場所の検討等)
- ・保健・保育・療育の場での福祉サービスの紹介

ドルフィン

- ・情報の発信方法の検討
- ・ライフステージにおける一貫した支援を行うコーディネーターの確保

(3) 障がい者の地域生活支援や社会参加促進に向け必要と考えられる方策について

あま市心身障害児者保護者会

- ・在宅での生活を支援する居宅介護事業の充実
- ・障がい者への地域の理解

あま市身体障害者福祉協会

- ・公共施設のバリアフリー化
- ・巡回バス等の交通手段の確保
- ・各種行事等の情報提供

ゆったりホーム海部はすの里、蓮の実会

- ・精神疾患に理解のあるヘルパー等の支援者の育成
- ・退院後の支援

ちびはと

- ・相談場所の確保
- ・子どもの発達に合わせたヘルパーの派遣などの対応

ドルフィン

- ・学校生活への支援体制づくり
- ・横断・縦断的な相談場所の確保

4. 今後の障がい者福祉サービスについて

(1) 現在のあま市で、特に取り組みが弱いと思われるサービスについて

あま市心身障害児者保護者会

- ・地域での生活を支える生活全般についての支援
- ・入所施設
- ・障がい者に対する災害時の避難対策

あま市身体障害者福祉協会

- ・道路のバリアフリー（歩車道分離）
- ・巡回バス等の交通手段の確保、タクシー券の交付

ゆったりホーム海部はすの里、蓮の実会

- ・精神障がい者への精神疾患以外の部分の医療給付
- ・精神障がい者を対象とした事業所への支援

ちびはと

- ・学齢期のサービスの支援（集団での余暇活動）
- ・サービスに関する情報提供

ドルフィン

- ・日中系サービスの柔軟な利用への支援
- ・発達障がい者を対象とするサービス

(2) 今後必要になるとと思われる新たなサービスや、見直すべきサービス、障がい福祉計画に盛り込むべきと思われるサービスについて

あま市心身障害児者保護者会

- ・あま市民病院の医療ケアが受けられ、病気の時も利用できるデイサービス

あま市身体障害者福祉協会

- ・サービスに関する情報提供
- ・巡回バス等の交通手段の確保、タクシー券の交付
- ・短期入所（ショートステイ）事業

ゆったりホーム海部はすの里、蓮の実会

- ・包括型地域生活支援（ACT, アクト、重症の精神障害者に対して、地域で包括的な支援を提供するプログラム）
- ・グループホーム等の整備
- ・「こころの健康推進」を日本の基本政策に

ちびはと

- ・母親へのケア
- ・行政の情報の発信方向の改善

ドルフィン

- ・学校の先生と保護者をつなげるコーディネートの役割
- ・親子通園や児童デイサービスなどの就学前療育の充実
- ・海部キャラバン隊 PUZZLE を利用した発達障害の理解や啓発

5. その他

（1）その他、お気づきの点や感じているご意見等について

あま市心身障害児者保護者会

- ・障がい者を理解し子供達が安心して暮らせるあま市を望みます。
- ・適切なサービス利用を望みます。

あま市身体障害者福祉協会

- ・災害時の避難は難しい問題です。障がい者は避難所生活が困難なため避難しない人が多く出るのではないか。
- ・タクシー券助成の請願が議会で採択されたのに実施されないのはなぜか。

ゆったりホーム海部はすの里、蓮の実会

- ・精神障がいに対する差別をなくす教育等の取り組みを進めて偏見のない社会を作ってほしい。

ちびはと

- ・ワンストップ相談のような専門支援機関がほしい。
- ・相談支援事業所の存在を知らない、活用していない。

ドルフィン

- ・手帳を持たない子への進学、就労時の金銭的援助を望みます。
- ・ワンストップ対応の専門性を持った相談支援機関がほしい。
- ・軽度発達障がい児の義務教育終了後の進学先の選択肢が少ない。

【課題】

- 団体活動の問題点や課題として、新規会員等の減少があり、活動への参加者を拡大したいという意見や要望が挙がっているため、団体活動の周知等による活動の活発化の支援が必要となります。
- 障がい者とその家族が地域生活を送っていくための問題点や課題として、障がい種別を問わず、障がいへの理解の促進について挙げられているため、地域での相互交流や教育等の取り組みを推進することが求められます。
- 地域における障がい者をめぐる課題を解決していくためには、障がい者支援に携わる団体、事業所、行政等、地域の関係機関全体で話し合える場が必要となるため、自立支援協議会を活用した関係機関相互の連絡調整による地域での見守りや当事者家族の支援などのケア体制の整備が求められます。
- 発達障がいの支援の課題として、ライフステージにおける安心して相談できる継続した相談場所の確保、関係機関の連携を図り途切れのない支援をしていくために専門のコーディネーターの必要性が求められます。
- 健全な発育及び虐待予防には軽度発達障がいのスクリーニングや保護者への支援が重要になります。